

令和3年 東川町議会 第1回定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和3年3月15日
 2. 招集場所 東川町議会議場
 3. 開議 令和3年3月15日 午前9時30分
 4. 閉会 令和3年3月15日 午後2時48分
 5. 会期 令和3年3月8日～3月15日 8日間
 6. 応招議員

1番 杉本岳大	1番 杉本岳大
3番 飯塚達央	3番 飯塚達央
5番 能登暢吉	5番 能登暢吉
7番 藤倉智恵子	7番 藤倉智恵子
9番 正満正義	9番 正満正義
11番 鶴間松彦	11番 鶴間松彦

7. 不応招議員 なし
 8. 出席議員 応招議員に同じ
 9. 欠席議員 なし

10. 地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町 長	松岡市郎	旭岳ビクターセンター所長	三島光博
副町長	長原淳	農地整備課長	中山善敬
副町長	市川直樹	都市建設課長	平田章洋
教育長	杉山昌次	診療所事務長	金山裕之
会計管理者	林直美	農業委員会会長	津谷俊弘
企画総務課長	窪田昭仁	農業委員会事務局長	千田浩一朗
保健福祉課長	野澤秀夫	学校教育課長	佐藤文泰
文化交流課長	藤井貴慎	生涯学習推進課長	佐々木貴行
東川スタイル課長	菊地伸	子ども未来課長	藤川裕充
写真の町課長	矢ノ目俊之	代表監査委員	安井繁光
税務定住課長	吉原敬晴	選挙管理委員会委員長	西川宗孝
産業振興課長	竹部修司		

11. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 本多 大樹 書記 畑山 美里 書記 村中 豪

12. 町長提出議案の題目

- 議案第1号 令和3年度東川町一般会計予算について
 議案第2号 令和3年度東川町公共下水道事業特別会計予算について
 議案第3号 令和3年度国民健康保険東川町立診療所特別会計予算について

13. 議員提出議案の題目

一般質問

- 薦田敏次 【一問一答方式】
 (1) 町立診療所支払の電子化について
 (2) 結婚新生活支援事業について
- 杉本岳大 【一問一答方式】
 (1) コロナ禍における福祉従事者への支援について
- 鶴間松彦 【一問一答方式】
 (1) テレワーク構想について
 (2) 行政執行方針について
- 鈴木哉美 (1) 非常勤職員コロナ休業分の補填見込みについて
 (2) 小中学校の不登校状況
 (3) わくわくプレイス事業について

- 意見書案第1号 「75歳以上の医療費窓口2割負担への引き上げ」中止を求める意見書について
- 意見書案第2号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について
- 選挙第1号 大雪消防組合議会議員の選挙について
- 選挙第2号 大雪清掃組合議会議員の選挙について
- 選挙第3号 大雪葬斎組合議会議員の選挙について
- 選挙第4号 大雪地区広域連合議会議員の選挙について
- 調査報告第1号 議会報編集特別委員会の活動経過報告について
- 調査報告第2号 しごとコンビニの取り組みについて（産業建設常任委員会）
- 発議案第1号 議会報編集特別委員会の設置及び委員の選任について
- 審査報告第1号 東川町議会のあり方、地方議会の権能、議員定数、議員報酬等についての調査、研究に関する報告について
- 常任委員会委員の選任について
- 議会運営委員会委員の選任について
- 閉会中の所管事務等の調査の申し出（総務文教常任委員長）
- 閉会中の所管事務等の調査の申し出（産業建設常任委員長）
- 閉会中の所管事務等の調査の申し出（議会運営委員長）

14. 議 事 日 程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

15. 会議録署名議員（3月8日に指名）

2番 山家祥幸議員、3番 飯塚達央議員。

○開会 開 議

議長（高橋昭典君） ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。これより直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○日程第1 一般質問

議長（高橋昭典君） 日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。4番、薦田敏次君。安原議員の一般質問は、一問一答方式を選択しています。場内時計で10時18分までです。終了5分前になりましたら、通知します。

4番（薦田敏次君） それでは、私の方から2項目出しておりますが、最初に町立診療所の支払いの電子化についてということで質問をさせていただきます。診療所の支払いのことですが、現在、クレジットカードの支払いができなく、様々な支払い方法があることが望ましいのではないかと考えております。高齢者は年金支給前の財布が厳しいとき、また、給与所得者でも給料日前の出費が重なって大変なことがあります。色々な救済処置もありますが、体調の悪いときなど、すぐに診療所に行きたいものです。既に旭川では多くの診療所、病院がクレジットカード払いを受け付けています。身近なホームドクターである診療所の対応を今後どのようなようになるのか教えていただければと思います。

議長（高橋昭典君） 町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君） 今ご提言のようなものをいただきましたけれども、我々日本人というのはやはり現金を持ち歩いて決済をするというのが一般化しておりまして、なかなかカードのようなものには取りつきづらいというところがありますけれども、今議員がご指摘ありましたように、カード化というのは避けて通れないことだと考えております。今、役場庁舎内でICT、デジタル化に向けて様々な検討をいたしております。その中で、いわばカードでもっての支払いができるように対応していきたいと考えておりまして、今年これから1年間かけて検討する訳ですけれども、どこかで試行をしてみると。試行しながら改善をしていくということが必要ではないかと考えておりますので、その一つに診療所のようなところも入れながら、どのような問題があるのか、しっかり対応できるようにしていきたいと考えております。

議長（高橋昭典君）	4番、薦田敏次君。
4番（薦田敏次君）	<p>クレジットカードの支払いのことで、国の方でもデジタル庁ですか、電子化に向けて進んでいて、多分東川町でもそういうふうになっていくんだとは思いますが、その中でも早目に診療所等が支払いができればいいのかなと思っております。</p> <p>診療所の薬局の方ももうクレジット払いができるようになっておりますので、その辺り早目にさせていただければいいのかなと思います。</p> <p>また、電子化ということで、クレジットカード外でも、PayPayとか、今東川町でやっているHUCカードのそういうものの支払いもしていただけるようになれば、もっと利便性が良くなるのかなと思っておりますが、その辺りの考えは、どう広げていくのかという考えもいただければなと思います。</p>
議長（高橋昭典君）	町長、松岡市郎君。
町長（松岡市郎君）	今お話をいただきましたことを含めて、内部の方でもHUCカード等も含めて決済ができるように関係者と打ち合わせをしながら取り組んでいこうということで今進めようとしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。
議長（高橋昭典君）	4番、薦田敏次君。
4番（薦田敏次君）	先に言っておけばよかったんですけど、庁舎関係も、今後、町の税金、納税とか他のやつでコンビニの支払いというか、コンビニでも取れるようにするというので、マイナンバーカードを使ってですね。そうすると、そこでも電子化でその辺りはできてくるかと思うんですけども、庁舎内もその辺り支払いができるようにしていただければ。コンビニで支払うとか、庁舎の場所だけじゃなくてですね。そういう方法もあるのかなと思っておりますけれども、その辺りの検討もお願いしていきたいなと思うんですけど、どうでしょうか。
議長（高橋昭典君）	町長、松岡市郎君。
町長（松岡市郎君）	今ご指摘がございましたように、住民の皆さんの受益者第一に考えまして、どういう形で、徴収といいますか、納めていただくことがいいのか。その利便性を十分配慮しながら総合的に検討させていただきたいと思っております。
議長（高橋昭典君）	4番、薦田敏次君。
4番（薦田敏次君）	電子化のことについては、そのような考えで進めていただければいいのかなと思います。

なるべく早くその辺り、試行でもいいですし、やっていただいて、本格的な稼動になっていくようお願いしたいなと思います。

あと、2番目の結婚新生活支援事業についてということでお話をしたいなと思います。

これは国の方の施策ですが、地域少子化対策重点推進交付金、結婚新生活支援事業ということで、令和2年度ぐらいから行われているかとは思いますが、ですけども、もっと前かな。3年度が、令和2年度の限度額より約2倍、今まで30万だったのが60万とか、その辺りぐらいまで今年度になるようなことを聞いております。今後、町として、事業に今現在手はあげていないんですけども、今後、あげる予定があるのかどうか、その辺りお伺いしたいなと思います。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

今、薦田議員さんから結婚新生活支援事業についてお話がございましたけれども、恥ずかしながら今このご提言をいただくまでこういう制度があるということを全く承知をしておりませんでした。申し訳ないと思います。

私共の反省として、こういう国なり北海道の事業があるとするならば、そういう要綱というものを我々、副町長含めてですけども、しっかりと内容については各課の課長、或いは職員と共有するということが大切ではないかと思いますが、この点については共有ができていなかったということで、誠に申し訳ないと思います。

よく中身を調べてみますと、家賃の補助であるとか、家賃の支払いであるとか、或いは住宅の取得であるとか、引っ越しの費用に充てることのできるというようなことで、2つのパターンがあって、1つは個人一般型とそれから北海道と連携する連携型との2つがあるというふうに聞いておりました。一般型の方については従来と同じようなパターンで、収入の方が若干上がったというふうに聞いております。

本町においても様々な支援を行っておりますけれども、例えば金銭的なものとしては、結婚をした、或いは結婚していなくてもあれですけども、住宅を取得した場合については100万円とか、或いは今年から150万とか200万といった様々な支援をしてきておりますので、住宅取得の部分についてはこちらの該当になるような気がいたします。

或いは家賃とか引っ越しの費用というところでは特にはありませんけれども、今お話がありましたように、新婚家庭については様々な支出が伴うということがありますでしょうから、前向きにこれは検討していきたいなと思います。

ただ、申請が2月ぐらいで終わっているようでございますので、追加的な申請が夏頃にあるという話は聞いておりますので、夏頃考えるということもできるかもしれませんが、或いは町独自でもって当分の間はやるということもできるかもしれません。

6月の補正予算辺りまでにしっかりと結論を出してご案内をさせていただければと思っていますので、よろしくお伺いしたいなと思います。

議長（高橋昭典君）

4番、薦田敏次君。

4 番（薦田
敏次君）

是非進めていただきたいなと思います。

結婚新生活ということですから、移住定住という意味でも使えるし、子育て支援ということでも使えるのかなという感じには思っております。

町独自の住宅取得の関連ではありますけれども、引っ越し、また、子育ての関係にも、そういう資するものに対してもある程度の広がりがあるかと思っておりますので、その辺りをしっかりと今後、私も全部まで知っている訳じゃないですので、その辺りを私も勉強しながら、また、それが広がっていくように進めていっていただきたいなと思います。

補助的には、今までは、先程言ったように、世帯当たり30万とか、34歳以下で340万円以下とか、そういうものがあつたんですけれども、それが29歳以下は60万、39歳以下が30万。あと、補助率が3分の2とか、町の持ち出し分もあるのかとは思いますが、そういう部分もありますので、町の方としてもこういうものを活用して、移住とか子育ての支援に少しでもなるようにしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町長の話では、今後、6月の議会でも、その辺りまでに結論を出したいということですので、しっかりとその辺りをしていただいて、私の質問とします。

議長（高橋
昭典君）

以上で、薦田議員の一般質問を終わります。

次に、1番、杉本岳大君。

杉本議員の一般質問は、一問一答方式を選択しています。

場内時計で10時29分までです。

終了5分前になりましたら、通知します。

1 番（杉本
岳大君）

それでは、私の方からは、コロナ禍における福祉従事者への支援について伺いたいと思ひます。

コロナ禍における福祉従事者への支援について・

医療・介護・障がい・保育をはじめとした福祉の仕事に従事されている方々は、日々、人が集まる場所で就業し、コロナウイルス感染予防に留意しながら私たち町民の暮らしを支えてくれていますが、コロナ禍により、ますます福祉従事者の離職が増えているということを目にしています。

私たちの暮らしを支えてくれる福祉従事者の皆様にさきやかではあります、日頃の感謝と慰労の気持ちを込めて、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業等の一つとして財源を確保し、福祉従事者の皆様に慰労金を給付することはできませんか。

福祉従事者への慰労は、東川町の福祉の安定と維持向上に寄与し、これにより、私たち町民が安心して生活や仕事が続けられると考えます。福祉従事者の離職の増大は、福祉の安定を損ね、私たち町民の生活に大きな悪影響を及ぼすことが懸念されます。福祉従事者への日頃の感謝と慰労への考えについて町長の考えを伺います。

議長（高橋
昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡
市郎君）

まずはじめに、福祉関係者、どこまで福祉関係者といったらいいのかわかりませんが、多くの人々が集まる場所で様々な業務に携わってお

られる方々に対しましては、日頃から非常に気を遣いながらお仕事されているということでありまして、心から敬意を表したいと思っております。

そこで、非常に重要なことは、特に介護のようなところと介護離職の話がございましたけれども、重要なことは、介護に携わる人も、そこに入所しておられる方々も、安心して生活ができるということだと思っております。

特に、介護施設のようなところは、家庭を大きくしたような、ファミリーといいたいまいしょうか、大型ファミリーに匹敵するようなところではないかというふうに理解をいたしております。

コロナの感染ということを考えてみましたときに、入所者だけがいるところというのが、入所者というのは基本的に外へ出るということはありませんかと思っております。ですから、その方々が感染するという可能性というのは極めて低いんだらうと思っております。

そしてまた、入所している方々っていうのは、家族なり親族ともこのコロナ禍の中ではなかなか面談もできないということでありまして、外部と接触する機会というのは極めて少ない。

ですから、飛沫感染とか接触感染というのは一般的には少ないんじゃないかと思っております。

そういった中で、感染者が出るということ。それは、外の人と接触をした方が中で感染をしていく、飛沫感染なり接触感染になっていくということではないかと思っておりますので、その辺のところをまずしっかりと絶つということが大変重要ではないかと思っております。

この場合に、福祉関係者と福祉従事者というお話がございますけれども、福祉従事者の範囲、これをどことどこどこにしたらいいのか。これは非常に難しいと思っております。

例えば、地方自治法なんか見ますと、役場の職員というのは、住民の福祉増進のための仕事をするとなっている訳ですから、総務課であろうが、戸籍の窓口であろうが、学校であろうが、我々が担当していることは福祉事務なんです。ですから、じゃあ学校の先生はどう、或いは保育所はどう、或いは学童保育はどう、或いは戸籍の窓口がどう、総務課の窓口がどうと。こういうふうになってくる訳ですので、その範囲。

或いは介護福祉だけというのと、お年寄りのお世話をする。これは大きなファミリーですから。じゃあ、家庭で介護をしている方はどうなのかというふうになってきまして、福祉の従事者の範囲を特定するということが極めて難しいのではないかと思っております。

ですから、国や北海道が支援をすると、現実にやっているのかもしれませんが、それは、そこそこそういう色々な理由に基づいておありになるのでありますから、それは受けていただくということがよろしいのではないかと思っております。

ですから、我々はそういう従事者に給付金を出すと、或いはお見舞金を出す、慰労金を出すということではなくて、入所している方も、それから働く方も安心して働けるような職場をどう作っていくか。そこに、仮に資金を交付するとすれば、すべしじゃないかと思っております。

例えば、外から入ってくる、そのときに消毒とマスクと検温だけして入ってくる訳ですけども、ひょっとしたら服に付いているかもしれない、或いはカバンに付いているかもしれない、そういうところを通るときに玄関のところで除菌をするというようなものに出すとか、或いは入所している方が家族とお会いできない、そういうときにテレコミュニケーションといいたいまいしょうか、そういうようなことでお話し合いができて元気付けができ

るとか、そういう方向に向けていくということがいいのではないかと思うんです。

介護福祉に従事しておられる方というのは崇高な精神を持って従事されておられて、やはり入所者第一という考え方でお世話をしてきているのではないかと思いますので、そういった視点で対策を講じていくということが私はよろしいのではないかと思っております、個別に町が慰労金とかそういうものを出すということは、今のところは考えていないということをお話し申し上げておきたいと思っております。

議長（高橋昭典君）

1 番、杉本岳大君。

1 番（杉本岳大君）

今町長のお話から聞いたところ、枠をどうするか、どこまでの範囲を福祉従事者として支援するか、できるかできないかというところなんですけど、枠というか、幅というのはこれから議論していけばいいことなのかなと。どこまでどういう人たちを支援する、慰労金を出す出さないというです。なので、ここはそんなに大きな問題ではないのかなと。どこまで町としてバックアップしますよというのは決めればいいことなので、これは決められないということはないと思うんです。

1 番の課題というのは、やっぱり財源だと思います。私は。どちらかというと。

この財源は、昨年度、令和 2 年度ですね、色んな形で色んな業種、業界の方に支援をしていると思うんです。例えば、飲食店であったり、観光業であったり、木工クラフトですかね。そういったその支援も、おそらく今町長が話した、どこまで出すんだっていう多分議論にもなったかと思うんです。

同じことであるので、福祉のどこまでを支援できるかというのは今後皆で議論すればできることだと思いますので、そういうお考えというのはどうでしょうか。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

福祉の範囲というのは議論すればできると思います。

ですが、その区切りをつけた時に、じゃあこっちから離れた人はどうなのという議論になって、例えばですよ。介護施設で入所している、そこで働いている方々に対してお見舞い金といいますか慰労金を出したといった場合、じゃあ、もっと小さな単位、家庭でもってコロナ禍の中で頑張っておられる家庭のいわばお世話を使用している方についてはどうなんでしょうかということになってくる訳です。

じゃあ両方いいでしょうというふうになればそれはいいかもしれませんが。そうすると、様々なものに関わってくる。保育所とか学童保育とか、例えば金融機関の窓口だとか、色んなところに関わってくる訳です。その辺は駄目だと。こっちはいいけどこっちは駄目だという区切りというのをどういうふうにつけるかということが一つあるんだと思うんです。

私は、先程お話し申し上げましても、介護の施設というのは、入所している人第一だと思うんです。その人が安心してそこで生活ができるようにどうするか、支援をするのをどうするかということが第一の目的ではな

いかと思うんですね。

ですから、そのときに、入所している人も、それからそこでお世話をしている人も安心して生活できるというふうにするためには、お金を出すことなのか、それとももっと違った恒久的な対策を講ずることなのか。その辺の違いだと思うんです。

財源があるとかないとかという話ではなくて、いわばそこで暮らす人たちの支援をどうするか。安心してということだと思うんですね。

今もステイホームなんか言っていますけれども、ステイホームだけやっけていても、また解除すれば4次とか5次とか起きてくる可能性というのは十分あると思うんです。

ですから、いわば外からのものを持ち込まないようにするためにどうするかということが非常に重要なことではないかと思うんです。そこをできる限りしっかりやるという体制が、働く人、或いはそこに入所している人たちにとって、安心して暮らしたり仕事をしたりすることができるということになるのではないかと思っておりまして、そちらの方を重点として進めていくことが私は良いのではないかと考えているということでございます。

議長（高橋昭典君）

1 番、杉本岳大君。

1 番（杉本岳大君）

今、町長の話だと、支援を受けられる人、受けられない人というのが出てくると。それがやっぱり心配だと、課題であるという話だと思うんですけど、町のどの事業でもそういうことってあり得ると思うんです。支援を受けられる人、受けられない人。これは全ての事業といっても過言ではないと思います。それを恐れてやらない、できないっていうのはちょっと東川町らしくないんじゃないかなと。

今まで、令和2年度をとって言えば、色んな支援、新しい支援を作って生み出して、国の支援を受けながら町としてやってきたと思うんですけども、そのときに、この事業をやると、この観光の支援をやると受けられない人出てくるよねって、出てくると思うんです。必ず話として。だからやれないんだ、やらないんだということにはならなかったと思うんです。令和2年度は。じゃあ、なんで福祉だけ0か100かでやれないっていう話になってしまうか。

私はもし、その支援からこぼれてしまう可能性があると思います。はっきり言うと。けども、できる限り町として福祉を大切に思って東川町として支援しますよという気持ちを町内外に示していただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

私は恐れてやらないと言っているのではないんです。2つを天秤にかけている訳です。天秤にかけたときに、どちらを重視するかということだと思うんですね。介護をしている方に対してお見舞い金をいくら出す、3万円とか5万円出す、その方がいいのか。いわばそこに暮らしている人たち、入居している人たちも安全に、そして安心して暮らすような対策を講ずることがいいのかということをお話申し上げている訳でして、入所して

いる人たちがそこだけで暮らしていれば、ファミリーですから、感染なんかするはずがないんだと思うんですよ。外から誰かが入ってくる、誰かが持ってくると思うんです。私が外から入ってきたら、そこで感染するはずなんです。ですから、入居者が自ら感染するのではなくて、外から入って来て接触した人から感染するということだと思うんです。私の考え間違っていますか。それが違うというのならまた別ですけども。

ですから、外から家族が入ってきて面談をする。その時にその人が感染しているかもしれない。そうすると、そこから感染していくという可能性もある。

だけど、家族は会わないということにしている。或いは業者の方も会わないということにしているとすれば、どこから感染するのかということだと思うんです。

その感染をいかに抑えるかということが、そこで働いている人たち、そして入所している人たちにとって1番じゃないかと私は思うんです。

そのところに私はお金を使うべきじゃないかということをお話申し上げている訳でして、配るということを恐れているのではないんです。

それよりも根本的なところを直さないと感染というのは止まらない。できることはないかということで、それよりもこちらの方じゃないですかということをお話申し上げている訳です。

ですから、お金を配るということを恐れているということじゃ全くないんです。そこはひとつご理解いただきたいと思うんです。

例えば、私たちの小学校とか、保育所とか、それは従事している人もいますけれども、お金を配るということじゃなくて、いわば除菌する、殺菌する、そういう効果のあるようなものを配置して、そして少しでも外から持ち込まれないように配慮している訳です。そういうような範囲というものをしないとなかなか私は収まっていけないのではないかとと思うんです。

そちらの方に使うとすれば使うべきじゃないかということをお話を申し上げている訳で、決してお金を配るということに対して恐れている訳ではありません。

議長（高橋昭典君）

1番、杉本岳大君。

1番（杉本岳大君）

今のお話からすると、福祉の従業員の方に直接給付をするという考えは、反対ではないと。別に恐れている訳でもないしと。できるものならやることも可能であると。そこにお金の使い方、優先順位があると思います。町長は、施設の感染対策に対してお金を優先した方がいいんじゃないかと。そこに働く人たちへの給付よりもという今お話だと思うんですけども、私も今話を聞いていて、なんでこんな話になっているのかなと。入所者の方が感染をしない、外から入ってこないからしないですよという話、確かにそうなんですけども、その議論というよりは、福祉って色々あります。一般的にデイサービスといって町内で通って半日過ごしている方もいらっしゃるし。これは保育もそうですよね。だから、確かに外から入ってない、大きなファミリーの中で、そこだけでじっとしていれば感染はしないですよというのは確かにそうなんです。ただ、現実問題、日本国内、北海道内、色んなところでそういった老人ホームがクラスターとなって感染者が多く出ているというのはやっぱり現実的にあるんですね。そういったストレス下で、沢山のストレスを抱えながら、介護する人、

毎日3食の食事を作ってくれている調理の方とか、清掃の方も、色んな方がそこで一生懸命働いていると思うんです。そういった方々に、東川町として、お疲れさまですと、慰労してあげたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

今福祉も幅広い福祉にだんだんなってきたと思うんですね。

これは、先程お話申し上げましたように、密を避けるということが言われていますけれども、密の中でなければ仕事ができないという業種の方は沢山いらっしゃる訳です。本当にご苦勞であると思うんですね。

テレワークするというのは本当に、裕福な企業といいましょうか、そういうところだと思うんです。

そうじゃなくて、日々密の中で仕事をしている方々も、それはひいて言えば国民の生命とか身体とか財産とか、そういうものを守る重要な産業に従事している方々なんです。広く言えば福祉に関わっている方々だと思うんです。

じゃあ、そういう方々全てに対してご苦勞様でした、ありがとうございますとあって給付金を出すということがどうなんだろうかと。皆一所懸命頑張っている訳ですから。

それよりも、先程言いましたように、クラスター化しているということは、何故クラスター化しているのか。入所者だけだったら感染なんかしないはずなんですよ。何故クラスター化するのか。外から菌が入り込んで、それが弱い人たちに感染していくということになっていると思うんです。

ですから、まず外から菌を持ってこないところでブロックしない限りはクラスター化というのは避けて通れないと思うんです。その入り口をしっかりとストップするように、知恵を出してそこにお金を使う。

或いは入居者が家族に会えないでお亡くなりになっていくというような悲しいこともある訳ですから、そこは、テレコミュニケーションといいましょうか、ちょっと離れたところからでもいいからお話できて、入所している人たちを激励できるようなところに使うということじゃないかということをお話申し上げている訳ですし、特に介護など非常に崇高な理念を持って、そして精神を持って携わっておられる方々ばかりです。本当に敬意を表したいと思えますけれども、そういった方々は、自分たちよりも、そこで暮らしている人たちがどう安心安全に暮らすことができるか、そこに1番心血を注いでいるのではないかとと思うんです。

そういうお金をいただいて、そして、ああ、よかったわということじゃなくて、これがあるのならもっとこちらの方に使ってほしいということに私はなるんでないかという気がしております、国がそういう支援をしていますから、私は駄目だという気は全くないんです。ないですが、もし町がやるとすれば、そういうところに使うということが1番永久的な恒久的な対策になるのではないかということをお話申し上げているところなので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（高橋昭典君）

1番、杉本岳大君。

1 番（杉本岳大君） おそらく、こういう町長と私の議論を今重ねてはいるんですけども、話が平行線でなかなか上手く着地点が出てこないのかなというところなんですけども、町長としては、施設にお金を出してあげたいと。感染予防のためにという今お考えで、改めて今確認するんですけども、何かしら町内の福祉事業所に対して感染予防を目的とした何か給付を考えているということではよろしいでしょうか。

議長（高橋昭典君） 町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君） 私は現金給付のようなものは避けるべきじゃないかと思っております、例えば収入が下がったというんですと、今までも町で行ってございましたので、そういう支援はあるでしょうし、国の支援もあると思います。また、今の介護従事者に対しても国の支援はあるのではないかと思います、例えば対策を講じる入り口対策、菌が入ってこないためのブロック対策を講じる、例えば滅菌機のようなものを配置するとか、或いは入所している方が家族とコミュニケーションが取れるような何か整備をします。そういうものに対して一定率の割合でもって支援をするということではあり得るんじゃないかと思っております。

ですから、施設の方とも十分協議をしながら、100%という意味ではなくて、施設の方にも持っていただきますし、町も支援をできるような、そういう制度が必要とすれば考えていくということではあり得ると思っております。

議長（高橋昭典君） 1 番、杉本岳大君。

1 番（杉本岳大君） 感染予防も大切です。それと並行して色んなことができると思います。何度も言いますが、福祉で働いている人たちのために何かしら町として慰労してあげてほしいというのが私の考えであります。

今ここで結論出さなくてもいいと思います。今町長は、慰労金出すことは考えてないと言っていますけれども、今後、もしかしたら議論の中で町長の考えも変わるかもしれませんし。

私はこの場ではそういう結論なんだなということで、理解はしました。ただ、重ねてお願いします。本当にやっぱりここ東川町で福祉が成り立たないと、色んな人たちが安定した生活ができなくなります。色んな方々が福祉のお世話になっていると思います。

今後も議論を重ねるということで、次の定例会でもいいですし、何かしら春夏にかけてこの福祉の支援について、例えば、議論はしたけれども実現はしなかったのか、議論はしてこういうふう to 実現できたのかというような、ある一定の方向性みたいなのは、何月何月ってことはなかなか言えないかと思うんですけど、ただ、今後検討しますではやはり話がそのまま終わってしまうことが心配なので、何かしら時期を今日この場で示していただいて、その時期に対して、こう検討したんだけどこうだったというものを教えていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君） 町長、松岡市郎君。

町長（松岡
市郎君）

これ質問になるのかどうか分かりませんが、先程来お話申し上げておりますように、福祉という概念というのは非常に幅が広いと思うんです。福祉というのは。

例えば地方自治法という法律の中に、町の仕事というのは住民の福祉増進のために仕事をすると書いてある。じゃあ、ここに色々な課長いますけども、全部福祉の仕事に従事している訳です。じゃあ役場の職員はどうなの、或いはその他衣食住に関わる仕事、これも福祉だと思うんです。衣食住がなくなったら生活できなくなる訳ですから。

ですから、福祉と言ったときにその範囲を、いわば杉本議員さんはどの範囲を想定して福祉と言っておられるのかね。極めて狭いところか。或いはもっと福祉というのは幅の広い、学校教育、先程も言った社会教育、或いは幼児教育、そういったところも含めて言うておられるのか。その辺というのは見えてこない訳ですし。

そして、議員さんとしてもやっぱり整理しなきゃいけないと思う。住民に対して説明しなきゃいけない。その時にこの協議のところはこうこうこういうことでやったんですと、提言したんですというものがなければなかなかこれは難しいことになるんだろうと思うんです。

ですから、私は恐れているのではなくて、福祉という範囲というものをどう限定していくかと。そこが非常に難しいということをお話申し上げている訳ですし、先程お話を申し上げたように、施設に入所している、ちょっと狭い意味での福祉を取ってみると、介護とか、或いは保育所もそうなのかもしれませんが、或いは高齢者の住宅、サ高住なんかもそうかもしれませんが、そういうところで従事している人たちにとって1番大切なものはいったい何かということ考えたときに、入所している方々を第一に考えるべきではないのかということをお話を申し上げている訳で、お世話している人が第一じゃなくて、そこに入所している人たちの安全安心をどう守るかということが第一な福祉の原点ではないかというふうには私は思っておりますので、今いついつまでにこういう検討ということは申し上げられませんけれども、福祉関係者、今お話があった狭義の意味での福祉の方と、単なる現金給付ではなくて恒久的な対策として何ができるか、どういうものを望んでおられるか、その辺を整理をしながら検討させていただきたいと思いますが、給付金については今のところは考えてないということでご理解をお願い申し上げたいと思います。

議長（高橋
昭典君）

1 番、杉本岳大君。

1 番（杉本
岳大君）

今町長の方から質問受けたんですけども、どこまでが福祉なんだというところなんですけど、私最初通告書の方に書かせていただいたんですけども、医療、介護、障がい、保育、そういったサービスを提供している人たち。直接ですね。

たしかに役場の方々も、福祉の大きな括りでいったら福祉なのかなと思いますけど、ちょっと私そこまで考えてなくて、私もそこまで説明はしてなかったのが色々誤解もあったのかと思うんですけども。

一般的に町民の方々が思う福祉で働いている人ってこうだよなというのがあってと思います。介護する人ですよ。

町長が今、色々お話出ていますけど、入所施設で介護する方っていうの

は福祉の方だろうなど。あと医療関係者もそうですよね。町立病院で日々頑張っている方々も福祉の方なのかと思えますし。

なので、その枠、幅をどうするかっていうのは今後の課題だと思うんです。私が今ここで、ここまでですってばちっと決めて言っている訳ではないので。これは枠の流動性あっていいと思います。ここまでは今回支援できますよと。ここからこぼれてしまった人は申し訳ありませんという、すいませんという話になると思うんですけども。

先程も言いましたけども、どんな事業でも支援を受けられる人、受けられない人出てきますので、そこはそんなに心配することではないのかなと思います。

すみません、ちょっと今日私の質問でなかなか話が進まないというか、進展はできなかったなという私の反省点でもあります。

ただ、ひとつ、また重ねてお願いしますが、福祉を大切にしてほしいなど、人に財源を少し振り向けてほしいなどというのが私の考え、希望でありますので、よろしくお願ひいたします。

私の質問は以上です。

議長（高橋昭典君）

以上で、杉本議員の一般質問を終わります。

次に、11番、鶴間松彦君。

鶴間議員の一般質問は、一問一答方式場内時計で11時までです。

終了5分前になりましたら、通知します。

11番（鶴間松彦君）

私は、テレワーク構想について。それから、それも含めてですけれども、行政執行方針について質問をさせていただきたいと思えます。

最初にお断りしておきますけれども、かなり範囲が広いテーマですので、当初通告した内容を省略したり、発展させたりということになるかと思えますので、併せてお断りをしておきたいと思えます。

最初に、テレワーク構想についてでございますけれども、隈研吾氏が提案しているテレワーク構想について、私は広い意味で歓迎する立場であるということをお断りして述べておきたいと思えます。

今、働き方がコロナの関係で大きく変わった、変わったというより、むしろ新しい働き方があるんだということを感じたんだらうと私は思っております。色んなところで色んな考えで働くということができるということで、そういう意味では、大変、ある意味で推薦していただいた隈研吾氏に感謝するところかなというところもあります。

テレワーク、或いはリモートワークについては、徳島県の神山町というところが十数年前から実施しているということで、相当視察が殺到しているようでございまして、様々な形態があるんだらうというふうに思えます。

予算審議の中で伺いますと、隈研吾氏の提案を受けて拠点整備交付金を申請しているところだというふうに聞いております。全員協議会の中では、KAGUの家として東町1丁目界隈に4棟の建物を建てて、そこに企業さんをお呼びするというような計画があるということをお断りして聞いております。

この計画の進捗状況と今後の計画等について、まずお断りしたいと思います。

議長（高橋

町長、松岡市郎君。

昭典君)

町長(松岡市郎君)

まず、進捗状況でございますけれども、建設については費用がかかる訳でございます、費用については国の拠点整備交付金を充当する。それは令和2年度の国の3次補正の中に国で500億円の予算措置をしております、その中に本町で概ね4億円をあげております。これについては、つい先日、決定するという内示を頂戴したということでございますので、計画通り4棟をつくるという予定で進めていきたいと思っております。

今、担当の方では、設計をどうするのか。その設計段階に入っておりますので、早急に設計を詰め、現在建設をしようとするところには古い住宅が2棟建っておりますので、この2棟の撤去を早く行い、そして、早期に発注ができるように進めていこうということで準備を進めているところではあります。

議長(高橋昭典君)

11番、鶴間松彦君。

11番(鶴間松彦君)

そうすると、年内からもう入居できて仕事ができるという状態になるのでしょうか。

それを含めて、それ以外の計画等が関連してあればお伺いしたいと思います。

議長(高橋昭典君)

町長、松岡市郎君。

町長(松岡市郎君)

リモートワークの施設については、年内、12月末ぐらいまでには建設をしたいものだ。できれば雪が降る前ぐらいに引っ越しができるようなことになればよろしいんでしょうけれども、特殊な工法なんかも入れているんでしょう。しかも、地元の業者に工事をやっていただくというようなことございますから、その辺の詰めもありますので、年内に進めていこうということと、さらに、今国の方に要請しておりますのは、リモートワーク施設をしっかりと整備をしようということにしておりまして、旧岩島院長さんからいただきました岩島邸、あそこも故人の私邸というのが残っておりますので、内部を改修いたしまして、リモートワーク、テレワークができるような仕組みに変えていこう。そして、外側も、夏の間なんかは外に出てでも仕事ができるような、そういう施設、交流施設も含めてですが、していこう。

それから、Zenについても、現在進めておりますけれども、さらに国の予算を使いまして外部の整備なんかを行いながら、リモートワークの施設として充実をさせていこう。

それから、東町会館、旧商業協同組合ですね。商業協同組合が入っておられたところも、トイレも含めて改修いたしまして、リモートワーク、テレワークができるような施設整備を進めていこうということで、テレワークの関係については現在そういう状況で進めておりますし、さらに、隈研吾氏が深い関心を持ってくださっておりますのは、旧電気軌道の敷地、それから、農協の倉庫がありますけれども、旧農協のといつか、今現在も使っているようですから旧とは言えないかもしれませんが、あのレンガ倉庫が極めて魅力的であると。織田さんのもの、或いは自分の建築の模型、その他

含めてデザイン関係のミュージアムとして整備したらどうだろうと、一緒にやりましょうというようなことを言うてくれておりまして、その財源をどうするのということですが、隈研吾氏も、私も中心になって企業版ふるさと納税を集めますと。こう言うてくれておりますので、企業版ふるさと納税を活用しながら、旧電気軌道の電車の駅の跡地等を含めて整備を考えていきたいと思ひます。

いつになるかわかりませんが、準備は今年から進めていこうということ。さらに、町中がシャッター通りになっているところもありますので、照明とか外構の正面等含めて写真の町に相応しい中心街市街地の整備なんかも検討を進めていきたいと思ひています。

具体的には今何をどうするということはありませんけども、照明の問題であるとか、或いは屋外でもって交流できるような、先日議決をいただきましたけれども、道路の歩道なんかを確保した店舗を出すとかということ。これは公募制になっているようですけども、北海道がやると言わなかったら無理かもしれません、町道なんかでできるところがあれば、そんなことも含めて、外での暮らし方、そんなことも併せて検討していきたいと思ひているところであります。

議長（高橋昭典君）

11 番、鶴間松彦君。

11 番（鶴間松彦君）

大変壮大な計画かなというふうにお伺いをいたしました。

事前に担当課の方とも意見交換をさせていただきまして、そうしましたら、隈研吾氏の一つの提案として、今町長言われた駅前開発ですね。駅前開発というのは以前から課題として色々議論されてきておりました。併せて、羽衣公園の方でしょうか。それから、今計画しようとしている共生サロン、お年寄りの専用住宅ですとか、そういった地域のところまでいくのかなという感じで受け止めております。

今年度、きっと先程町長言われた様々な、岩島邸やら、Zenやら、そういう改修には地方創生テレワーク交付金かなにかを充てる計画なんではないか。この内容はまだ聞いておりませんでしたけれども、事業費で8,450万というふうにお伺いしておりますけれども、こういったものを活用して、さらにそういうふうな駅前開発までいくというふうになりますと、大体どの程度の期間とか資金を想定しているのか、考えればお伺いしたいと思ひます。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

一つ、共生エリアの関係については、これは今年の補正で組めればいいなというふうには思ひていますが、国の状況等を見ながら、これは優位な財源をどう確保するかということが課題になってくると思ひます。

それから、その他施設の関係、予算の関係ですけども、先程言いましたけれども、隈研吾さんについては4億ぐらいの予算。それから、テレワーク施設については、鶴間議員が仰った約1億の予算ということでありますし、その他具体的に決まっているものはありません。これから進めていくということでありまして、例えば駅前開発をいつということ、これから隈さんと詰めて、お金がどれぐらい集まるのか。最低でも20億ぐらいかか

るんじゃないですかということに限さんにお話をいたしましたら、それぐらい集まるでしょうと。こういうような話なので、それがいつまでに集まるのかわかりません。10年かかるのか、5年かかるのか、2年でできるのかわかりませんが、そういう財源の目途がつかない限りなかなか難しいと思いますけれども、企業版ふるさと納税と、それから国の拠点整備交付金のようなものを上手く合わせて、中心市街地の活性化、例えば20億かかるとすれば、10億は国の拠点整備交付金でやるとか、残り10億を企業版ふるさと納税でやるとか、色々方法はあると思いますので、どれだけ限さんと我々が汗をかいて、或いは限さんの仲間がどれだけ集めることができるかにもよるでしょうし、そういうところからスタートさせていくということでありまして、具体的に幾らでというのがまだできていない。ただ、隈氏は、企業を訪問する際にこんなコンセプトをやりたいというような基本的な図面的なものになるべく早めに作りましょうということなので、3月末になるのか、4月末になるのか、その時期ぐらいまでには何か仕上がってくるのではないかと思います、それを受けて企業等を訪問しようという計画であります。

議長（高橋昭典君）

11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）

大変壮大な、あっという間に10億や20億が集まりそうな、そんな雰囲気でございますけれども。

それで、ちょっと話飛びますけれども、執行方針の中に、平成24年頃の提出された民間団体からの構想を実現するというふうに書かれているのがちょっと気になっております。

今進めているプライムタウン計画は、策定委員会で十分に議論されて、当然この24年頃に出された様々な計画も含めて検討された結果、現在のプライムタウン計画だと、進めているというふうに認識しております。あと2年か3年ぐらいあるんでしょうか。

ということになりますと、私の理解が不足している可能性もありますけれども、その24年頃というその記述がどういうことを意味するのか。新たにここに復活をさせてやるのか。どういう考えでいるのかちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

今ご提言をいただきました中心市街地の活性化の問題であります。

これは、もう古くてと言いましょか、私が役場に入りました頃、昭和40年代ですけども、その頃にタナベ診断というところで中心市街地の活性化の診断をしてもらっています。当時800万ぐらいだったと思うんですけども、とんでもないお金でもって診断してもらったなというイメージがあります。昭和の時代に入りまして、拓銀総研というところ、そこをお願いをしまして、2,500万ぐらいだったと思いますけれども、委託をして整備をもらったと。そういう計画がございまして、これはもう約半世紀にわたって中心市街地をどうするのか、活性化するのかというのは、私の前の山田町長さんの時代、中川町長さんの時代から、これはもう大きな課題になっている訳です。

ですから、今回、街なか活性化協議会から計画書をいただきましたけれども、これ平成24年にいただいたものです。ちょうど、今せんとびゅあのところ整備しようという時に、街なかも一緒になって検討してくださいと。それは、多くの町民とか町外の方々が散策できるような、ウォーカブルなまちづくりを進めていきたいと思いますということでご提言をいただいたものであります。

ご提言をいただいたときに、当時、商工会長さんは藤田会長さん、街なか活性化協議会の会長さんも商工会の会長の藤田さんでございました。私のところに持参をしていただきまして、町長、これは出すけれども、今すぐやってくれというものじゃないと。時間をかけて整備をすべきだということ提言して置いて行かれました。

今、街なかの色々な整備が進んできました。隈研吾さんもそういうことで街なか計画と極めて近い考え方ものを示してくれておりますし、そういうものを見つめながら、書いてあることの幾つかは実現できるのではないかというふうに考えておまして、私は敢えて街なか活性化構想の計画に沿ったというようなところを行政執行方針の中に書かせていただいた訳でありまして、あくまでも中心市街地をどう活性化していくかという意味での記載であるということ。そして、これは半世紀前からの課題であるということもお含みとりをいただきたいと思えます。

議長（高橋昭典君）

11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）

先程出されました駅前開発と同じように、中心市街地の開発は勿論、これは半世紀であっても、或いは1世紀であっても、永遠の課題だろうと思えます。

人々がそこに住んでいく上で、この町の中をどういうふうにつくっていくのかということ、非常に大事な課題だろうと思えます。

その中で、テレワーク、或いは様々な企業さん呼び込んで住民と一緒にまちづくりをしていくということになるんだろうと私は思っております。

それで、そういうふうになりますと、今回の隈研吾さんの様々な構想も含めて、それから平成24年に出されたものも含めて、構想の練り直しというか、そういうことはどうしても避けて通れないのかなという感じはちょっとしておりますけれども、取り敢えず、現在進めているプライムタウン計画は、住民の方々には公表している訳ですから、まずそれに沿って進めていただくということが基本になるんだろうと思うんですね。

私は、ひとつ是非検討をお願いしたいなと思っていることは、そういうふうに構想が発展していきます。色々な考えが出てきて、或いは色々な提案が色々な方々からなされていく。そうしますと、新しい計画をどうしても作っていくということになるんだろうと思うんですね。

そうしたときに、様々な検討委員会みたいなものが作られて検討していくことになると思えます。

今までの検討委員会の組織構成を見ますと、主要な団体を中心とした構成がどうしても中心になっていると。私は、それは悪いとは言いませんけれども、その次の世代になる方々、或いはこれからの時代を担っていく若い方々、こういった方々を是非とも中に入れていただいて、そして、斬新な考え、或いは私共が通常では考えられないような発想、こういったこと

を含めた幅広い議論を是非していただきたいなど。

とりわけ、これは余談になりますけれども、私共研修行きますと、まちづくりの基本は、若者、ばか者、よそ者っていう3要素なんだっていうようなことをよく言われます。まさにそういう力が新しい町をつくっていく。そして、古くからいる方々との融和をつくっていくということになるんだろうと思いますので、そういう組織をつくる場合は、是非これからの時代を担う方々を中心につくっていただくということで提案したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

今、中心市街地の活性化の計画ですけれども、これはプライムタウン計画からずれているものでは全くありませんで、中心市街地の活性化についてはきちんと明記されているというふうに思っております、それをいつ具体化するかということでありまして、今、強力な助っ人が出てきたということで、助っ人と提携して考えていこうということでございます。

当然、どういう検討をしていくかというのは、検討のような会議というのは必要になってくるんだろうと思います。

今鶴間さんが仰った検討の会議、これは2つに分けてやる方がいいんじゃないかと思うんですね。

若者のような会議、これはどういうふうにするのか。公募制にするのか、或いは各種団体から推薦のあった者にするのか。考えられるのは、各種団体から推薦のあった人。それから、団体に入っていない人もいる訳です。ですから、そういう人たちは何人かの公募枠を作ってやるということになるのがいいのかもしれない。

この場合、年齢をどうするかというのがある訳ですけれども、これまた年齢制限なんかすると、まちづくりに参加する時に、ジェンダーの問題じゃないですけども、ジェネレーションの問題になってきて、差別だとかっていう話になってくるかもしれないので、非常に難しいところがあると思います。

もう一つは、若者の意見を聞くというときに、若者の方々も様々な形態で仕事をしている訳です。夜仕事をしている方もいらっしゃる、昼間仕事をしている方もいらっしゃる。そういう時に会議をどう持つか。これも非常に難しいところなので、全体で会議を持つということもありますけれども、意見があれば、人の前でなくても、本当に町を考えようとする意見があるならば、意見を出してもらえる機会、そういうものが対象じゃないかと思うんです。

私も、鶴間議員だけでなく、色んな方から若者の話を聞いてないと。こういう話を聞く訳で、そんなことはなくて、まちづくり計画を2年間も作ってやっている訳ですよ。それを具体化しようとしている訳ですから、聞いてない訳ではなくて、聞いている訳ですけども。しかし、若者が知らない。こういう話がありますので、それを聞く方法として、会議体で聞くという方法、それから、オンラインで聞くという方法、その他で聞くという方法はあると思いますので、そういうところを総合的に検討しながら進めていくことがいいのではないかと思います。

ですが、根幹となる部分は、やっぱりそういう団体がありますので、団体の皆さんでこういう方向で進めていきたいと思います。そういう意思決定を

した後、じゃあ具体的にどういう形にしていくのかという、そういう細部については若者にも入っていただいて進めていくということがいいのではないかというふうに思っておりますし、また、整備に当たっては、建築家の方々もいる訳ですから、そういった方々と若者との意見交換なんかもするというのも当然必要になってくるのではないかと考えておりますので、できるだけそういうような形で進めていきたいと思っております。

議長（高橋昭典君）

11 番、鶴間松彦君。

11 番（鶴間松彦君）

是非そういうことでお願いをしたいと思っております。併せて、議会にも随時情報提供していただきながら、議会の意見も聞いていただきたいというふうに思っております。

最近、移住された方々中心に、キッチンカーでやったらいいんじゃないとか、キャンモアのあの広場を何か有効活用できないとか、チョコレートを新たに作ったとか、色んな考えの方々が実行されているようでございまして、私たちが想像する以上のところで動きがどんどんあるということでございますので、是非様々な方々のご意見を聞きながら進めていただければというふうに思っております。

さて、次に移りますけれども、先程の隈研吾氏の構想にもう一つ、デザインコンペのお話です。これも相当やはり大きな事業になるのかなと。

担当課にお伺いをしましたら、世界中から1,800件を超える登録が2月末であったと。その内の6割は海外だったということでございます。

勿論、隈氏の事務所も海外におありだということも聞いておりますので、そういった影響もあるんだろうと思っております。写真甲子園、或いはそういう写真のイベントも相当長く続けてこられて、色んなところに波及をされて、東川という町が世界的に知れ渡っていきつつあるのかなと。そういう影響もあって1,800という、ちょっと私としては驚くような数字が出てきたなというふうに思っております。

このデザインコンペについて、どのような形でやるのか、或いは今後どういうふうに進めていくのか、お考えをお伺いしたいと思っております。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

デザインコンペについては、今年第1回目ということでやりました。やりましたっていうか、エントリーが今言いました1,857件ぐらいあったんでしょうか。ということなんです、我々としては、持続をさせていきたいというふうに考えております。

それは、コロナ禍の中で非常に大きな影響を受けたのは、観光サービス業と木工クラフト業だと思うんですね。農業もありますけれども。そういうものをさらに回復させて発展をしていくというためには、やはり超一流の人と組んで、デザイン力のあるものをしっかり東川から発信をしていくということが大切だろうというふうに思っております。今年、木製の椅子でありましたけれども、来年は何になるのか、隈氏とお話したいと思っておりますけれども、テーブルになるのか、机になるのか、或いは電気になるのかちょっとわかりませんが、とにかく、家具というものは、世界と人間を繋ぐものは全て家具だという隈さんの発想があるようでござい

ますので、我々としては、そういう形でこれを進めていき、さらにこれを商品化すると。できる限り良いものについては商品化をして、そして農村から都市に向かって、農村から世界に向かって発信をし、需要を高めていきたいと。そのことが家具振興、或いはまた、家具と繋がった観光振興に大きく寄与することだろうとっておりますので、そういう形で進めていきたいと思っております。

議長（高橋昭典君）

11 番、鶴間松彦君。

11 番（鶴間松彦君）

先程もちよっとお話ししましたけれども、町長の言葉にも出ましたけれども、超一流の方々とのお付き合いがこれから始まっていくと。勿論、今までもそういう方がいたんだろうと思うんですけども、こういうKAGUコンペに1,800というのは非常に広がりのある、将来的に有望な一つのコンペかなというふうに思っております。

私も木が好きですから、家具ということですか、森林ですか、こういうものを大事にしていだけるのは非常に嬉しい限りだなと思っております。

是非、家具、特に、東川町には旭川家具と言われる業者の30%が存在していると。歴史的にずっと旭川と一緒にあって日本の家具をつくってきたという歴史的な経過もありますので、是非とも家具に力を入れて産業おこしを進めていただければなというふうに思っております。

先程町長言われた超一流の方ということで、余談になりますけれども、ご意見をお伺いしたいんですが、実は、隈研吾氏というのは、私、大変失礼ですけども知らなかったんです。申し訳ありません。それで、東京オリンピックのスタジアムを設計された方ということで、全国各地の木を使って設計されているというような、作られているというようなお話もお伺いしました。日本経済新聞の対談を読ませていただきました。

そういうことを含めて、最近の新聞で2月23日の北海道新聞でしたけれども、隈研吾氏が国連の中満泉事務次長さんなどと各界のリーダーの方々42名で共同で差別撤廃各界42人宣言というのをやったというのが出ておりました。

これは何かと言いますと、オリンピック組織委員会の会長さんが、いわゆる差別発言をされたということに関連して、国連にいる方と隈さんとその他、広島県の知事さんですか、著名な方々42名がこういう運動をされて、5項目の実践項目を出したというふうに報じられております。

詳しくは申しませんが、隈研吾さんというのは、世界的に建築家としては有名でありますけれども、同時にこういう社会的な運動にも関わっている方なんだなということで認識を新たにしました。

こういう方々を我々が迎えて、これからお仕事を一緒にさせていただく訳ですけども、そういう意味で言いますと、やはり、何と申しますか、私はこの記事を読んで、実は12月に議会で採択した共に宣言に通じるものがあるのかなという感じをちょっといたしました。今回の様々な事業や執行方針の中でも、そういう共に宣言と通じながら、こういう方々と事業進めていくということが非常に東川町の新たな発展にとっては有意義ではないかなというふうに思ったりしておりますが、町長どのように受け止められているかお考えをお伺いできればと。

町長（松岡市郎君）

何宣言ですか。

11 番（鶴間松彦君）

差し上げます。

勿論、そのことを東川でやるとかなんとかというお話ではないと思うんですね。

でも、そういう考えを持っている方々が、私たちと一緒にこれからまちづくりを進めていくと。それは、もしかしたら採択された共に宣言に通じるものがあるんだらうなっていうふうに思っているところです。

それで、町長の感想をお伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

まず、超一流の方という話を私申しましたけれども、私共が超一流の方に声をかけたのではないんです。超一流の方が声を私共にかけてくれたんですね。

ですから、私よく言われるんです。お前好きだなと。有名な人ばかり名前書いてまちおこししようとしているんじゃないかと。こういう話言われるんですけど、隈さんに限っては、私の方から声をかけたのではなくて、隈さんの方から何かお手伝いをしたいと。北海道事務所になるものも東川に置きたいし、デザインミュージアムのようなものをちょっと考えたいというような提言を受けた。そうしたら、たまたま超一流の方だったということでありまして、最初から超一流の方とお付き合いしようということでお話したのではないということ。

ですが、我々、まちづくりを進めていく場合に、やっぱり朱に交われば赤くなるし、黒に交われば黒くなるという言葉がありますように、やっぱり超一流の方とどう出会い、お付き合いをし、学び、それを実行に移していくかということは、まちづくりの基本になるのではないかというふうに思っています。

隈先生の共生というのは、建物の中にも出ているようでありまして、コンクリートの社会から木造の社会へというのは古くから信念として持っておられたようです。

コンクリートというのは、ある意味地球の環境にマイナス面を残すというようなこと。それで、再生可能なものを使っていこうというようなことでもありますので、私共が昨年12月に3つの共に宣言を行いましたけれども、その共生の中に関わってくると思いますし、今年、私はエリアの構想というものをあげましたけれども、その中のDということでダイバーシティというのをあげておりますが、これも共生で差別のないような、それぞれの持っているものを尊重しながら暮らしていこうと、社会をつくっていこうということでもありますので、そういった方々とお付き合いができるということも町としては大変嬉しい限りではないかと思っていますので、これからも共生ということに配意をして、そして、世界の人々が共和、仲良く暮らせるような、そういう社会をつくり上げていくということが大事じゃないかと思っています。

議長（高橋昭典君）

11 番、鶴間松彦君。

11 番（鶴
間松彦君）

そういうお話を聞きますと、私も少しレベルアップしないと駄目かなという感じをちょっと受けてしまうところでございます。ついていけるかどうかかわかりませんが、一緒にまちづくり議論させていただければなというふうに思っております。

時間がありませんので、次に移りますが、アイヌ文化の発信について、アイヌに関わる映画をつくるというふうに聞いております。

私自身は、アイヌの問題というのは非常にデリケートな問題であって、日本の同化政策などによって生活権を奪われ、そして差別と偏見の歴史だったのではないかなというふうに思っております。

この数年、先住民族ということで認めた法律が、いわゆるアイヌ新法というのができました。

しかし、まだまだ様々な問題があって、今、遺骨返還問題やら、鮭の捕獲漁業権問題など、沢山の問題が山積みをする中で、先住民族として尊厳を守るべき重要な私は課題だろうなど。

そこに一歩足を踏み込むこの映画製作について、町長の思いと、それから考え方をお伺いしたいと思っております。

議長（高橋
昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡
市郎君）

先程もお話を申し上げましたけれども、今回のコロナ禍の中で1番大きな影響を受けているというのは、やっぱり観光サービス業だと思うんです。この観光サービス業をどう、現状というか、昔に戻して、さらに発展をさせていくかということを考えてときに、私共の町の観光の中心といましようか、象徴というのは大雪山だと。大雪山の旭岳だということになると思うんです。

この大雪山の旭岳が日本遺産に指定をされている訳です。これは、文化的な視点、振興的な視点からされたということでありまして、アイヌの方々が山を崇めながら、そして暮らしをしてきた。カムイと共に生きる上川アイヌというようなことが副題としてなっております、そこで指定を受けてきた訳です。

本町とアイヌの関わりというのを見てみますと、非常に古いものがある。例えば、郷土史ふるさと東川というところにあるんですけれども、1898年、明治31年です。明治31年の地図にヤムワッカシンプイという、ヤムというのはどういう意味かと言うと冷たい、ワッカ、水、シンプイというのは井戸です。冷たい水の井戸がある。それが5万分の1の地図に載っていると書いてある。それを忠別川沿いにずっと上ってきたらどこにあったか。東川にあったと。東1号南2番地にあったと書いてある。新聞に出ている訳です。

ですから、今から百二十数年前になった地図に東川の冷たいおいしい水があるということを地図上に紹介をしているということがある。

当時、新聞に載った記事ですけれども、ここだろうかと思って寄ったら、若い奥さんも出てきたと。今から50年ぐらい前ですから、昭和40年代の話で若い奥さんが出てきたということで載っておりますけれども、そのこの池が昔から引き継いでいる池だと言ってくれたという。安井さんなんです。安井笑子さん。当時、安井笑子さんです。若かったんでしょう。で、出てきて、この水ですよ。冷たいと言った水がヤムワッカシンプイと言

って新聞に載っている訳です。

さらに、ふるさと東川の希望編というものの中に、ヌプイコロカムイノミというのが書いてある。昭和34年から始まっているんですね。ですから60年以上始まっている。最後にどう書いてあるかというのと、この山のまつりは、イオマンテと並び称されるお祭りであるということで高い評価がされている訳です。イオマンテというのは今もやっているかどうかわかりませんが、ヌプイコロカムイノミというのはもう今日まで続いている訳です。

残念ながら川村兼一さんがつい最近お亡くなりになりましたけど、その方を中心に、毎年山のまつり、ヌプイコロカムイノミが行われている。こんな素晴らしい東川の町の財産がある訳ですよ。ヌプイコロカムイノミにしてもヤムワッカシンプイにしても。或いは、アイヌの方々の地名が、カムイミンタラがあったり、ヌタプカムシペがあったり、キトウシがあったり、ポン倉沼があったり、こういう素晴らしい地名があって、それぞれには意味がついている訳ですね。そういう辞書を見て、あるんですけども、辞書を見て、いや、すごいなど。文字は残ってないけど言葉がそういうことで繋がっているのかと。素晴らしい文化がある訳ですよ。

こういう文化を大切にしながら、アイヌの人たちと一緒にあって、地域、北海道のすばらしさというものを紹介していくことがいいのではないかと考えております。

そこで、アイヌの皆さん方の映画を作って、映画を通じて青少年が感動を持っていただいて、どう歩むべきか、そういうようなものの映画というものを監督さんをお願いをして作ってもらおうと書いておまして、ある意味これはアイヌの方々の歴史や文化を伝えると同時に、現在の若者に対するメッセージ、こういうものを送り続けるような、送れるような映画にしたいという監督の思いがありますので、我々としてもそういう映画を作り、大雪山を広く紹介をして、平地にも多くの皆さん方が来ていただけるような、そしてノカナンとか、アイヌの地名のついているところも訪問していただけるような、そういうことを進めていこうと考えているところで

議長（高橋昭典君）

鶴間議員に申し上げます。終了まであと5分です。まとめてください。11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）

私も旭岳に登りますと、アイヌ語にちなんだ地名が沢山見受けられます。今それを研究されている方もいらっしゃいますし、また、そういう意味では、東川、旭岳というのは非常にゆかりのあるところなんだなというふうに思っております。

先程も言いましたように、このアイヌ問題、歴史的には大変な問題抱えていることでもございますので、是非、今町長が言われたような趣旨含めて、教育的な、或いは素晴らしい財産、文化を発展させるという意味で歓迎したいというふうに思っております。是非、成功させていただくようお願いしたいなというふうに思います。

時間がありませんので、財政問題やらその他の通告した課題については次回にまた議論させていただくということで、私の質問を以上で終わります。

どうもありがとうございました。

議長（高橋昭典君）

以上で、鶴間議員の一般質問を終わります。
休憩に入ります。
再開は、11時10分。（休憩宣言。10：55）

休憩前に引き続き、会議を再開します。（再開宣言。11：10）

次に、10番、鈴木哉美君。

鈴木議員は通告制であります。質問時間、応答を含めて45分といたします。

10番（鈴木哉美君）

私からは、大きな項目で3つ程質問させていただきます。

まず、大項目の一つ目、非常勤職員コロナ休業分の補填見込みについて。令和2年第2回定例会の一般質問におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で、学校休校や公共施設の休館が実施されたことにより、勤務時間が減少した非常勤職員の人数と、休業が無かった場合の報酬などの見込額について、合計69名944万円とご回答をいただきました。

その分の減収補填については、6月以降に勤務日数や時間を増やすなどの対応をされるということでした。

① 今月で年度末となりますが、年度内に十分な補填が完了できそうでしょうか。補填の見込について伺います。

② もし補填しきれない部分があるとすれば、その理由をお聞かせください。

通告制ですので、引き続き、大きな項目2つ目に参ります。

小中学校の不登校状況。

平成30年第4回定例会におきまして、不登校の児童・生徒についての質問がありました。

当時の教育長からのご回答としては、30日以上欠席をしているお子さんについて、小学校で2名、中学校で9名ということでした。

その後文科省では令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知により、支援の視点として「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」と示され、教育委員会の取組の充実が求められました。

① 現在の不登校児童生徒数はどのような状況でしょうか。

② 不登校への対応として、当町の支援体制について伺います。教育支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「児童生徒理解・支援シート」の活用、その他に連携する機関について、それぞれどのような状況になっていますか。

項目3つ目になります。わくわくプレイス事業について。

昨年11月18日より毎週水曜日に「わくわくプレイス事業」が試験運用として開始されています。

「学童保育」は両親が働いていたり、病気などにより家庭で保育が受けられない小学生のための「預かり保育事業」です。

一方この「わくわくプレイス」は、自宅に保護者がいる小学生のための「放課後の居場所を提供する事業」ということです。

この事業が生まれた背景には、下校後友達と遊びたいと思っても、学童

保育や、塾やスポ小などに通うお子さんもおり、そもそもお子さんの数が少ない今は、遊び相手がいないという保護者からの声がありました。そこで児童館が欲しいという声もありましたが、箱物を新しく作るより、町内に今ある資源を活用して児童館的機能の居場所を持つ方が、柔軟に多様な対応ができると私は考えており、この「わくわくプレイス」事業がそうした機能を果たすものとして大変期待をしております。

文科省では「社会に開かれた教育課程」として「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的推進を求めています。

「わくわくプレイス」事業は、地域の方々の積極的な協力と地域の資源を活用する地域活動であり、なおかつ遊びを通した子ども達の学習支援の場でもあるという点で、当町独自の事業として、地域学校協働活動の一部を担うものと私は捉えています。

①これらの解釈に相違がないか、教育長のお考えを伺います。

次に町長に伺います。

②昨年8月に東川小学校6年生の皆さんが考えた「東川町をより良くするために」という提案を議会にいただきました。町の特徴を学んだことや自分達の体験を踏まえてたくさんの提案がありました。

私なりに分析集計したところ、一番多かった意見は「自然を活かしたアスレチックが欲しい」で、全体の約2割を占めていました。

プレイパークと呼ばれる施設の中にはアスレチックを含むものがあります。「わくわくプレイス」事業でも活用することができます。子どもたち自身が希望しているアスレチックの設置について、ゆめパーク内か、キトウシ森林公園内で検討できないでしょうか。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

（登壇）

ただいま大きく3つのご質問をいただきましたので、私の方から1番目の質問と3番目の質問の2つ目についてお答えを申し上げたいと思います。

はじめに、非常勤職員コロナ休業分の補填見込みについてであります。

昨年、北海道教育委員会の要請を受けて、2月27日から4月5日、4月20日から5月31日までの間、町内の各小中学校の臨時休業を実施したほか、昨年4月16日の国の緊急事態宣言の全国への拡大により、北海道を含む13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定したことによる、北海道からの休業要請に基づき、4月25日から5月26日までの間、町内の公共施設について閉館対応等を行ってきたところであります。

令和2年第2回定例会において鈴木議員より、各小中学校の臨時休業、並びに公共施設の閉館対応等により、勤務日数等に影響を受ける会計年度任用職員への対応についてご質問をいただいたところであります。

これまでの町の対応としては、対象となられる会計年度任用職員の方と、今後の勤務等について個々に協議を行い、それぞれの意向等を確認しながら、他の勤務への振替、勤務日数や勤務時間数を増やすなどの対応を行ってきたところであります。従って、補填しきれない分はないと考えております。

69名の方に対する報酬の支払い状況について、休業がなかった場合の報酬見込額9,441,670円に対して、一部、自己都合による退職等により減

収となった方もいますが、見込額よりも 498,943 円多い、9,940,613 円の支給実績となりました。

今後においても、休業等により減収が見込まれる場合には、勤務される会計年度任用職員の方の不利益とならないよう、十分配慮して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、最後の質問でございますが、鈴木議員さんにはわくわくプレイスでボランティアでご活躍をいただいているという話を聞いておりまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

2つ目の質問の件ですが、一番多かったアスレチックの要望に対する子どもたちの主な意見は、東川の素晴らしい自然と触れ合いながら楽しく運動したい、運動不足解消のため、子ども向けの遊具が少ない、高齢者の方が体を動かす場所が少ない、子ども連れの家族などが遊んだ後に町内のカフェや店などに行くため観光客が増えるなどです。

キトウシ森林公園家族旅行村のオープン当初、フィールドアスレチック 12 ポイントを整備しましたが、安全維持管理が難しく、老朽化等により現在は撤去しています。

今年度、ゆめ公園内に健康遊具 4 基を設置したほか、新年度より民間企業 R-body と連携した健康づくり等を進めていくこととしており、東川の自然を活かした子ども向けプログラムや体に無理のない高齢者向けプログラムなどの実施と町内の飲食店等の利用に繋げる仕組みの構築も含めソフト事業を充実させたいと考えています。

ご指摘のようなアドベンチャー的な遊具施設については、今後安全面や管理等を含め慎重に検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上であります。

議長（高橋昭典君）

教育長、杉山昌次君。

教育長（杉山昌次君）

（登壇）

それでは、私の方から 2 番目に質問いただきました、小中学校の不登校状況、それから、わくわくプレイス事業についてお答えをさせていただきます。

文科省で定義する不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者うち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」となっています。

現在、年間 30 日以上欠席している児童生徒数は小学校児童 9 名、中学校生徒 14 名、計 23 名ですが、内小学校児童では新型コロナウイルス感染予防対策措置の欠席者が 4 名、中学校生徒の病欠者が 4 名とフリースクール通学者が 1 名です。

先程の定義にあてはめると、小学生で 5 名、中学生で 9 名計 14 名が不登校児童生徒ということになりますので、この 2 年で 3 名増えたこととなります。また、6 名が特別支援学級の児童生徒であり、そのほかの 8 名も発達のアンバランスさを持つ児童生徒がほとんどです。

次に不登校児童生徒における支援体制についてですが、本町には教育支援センターを設置しておりませんが、北海道教育委員会と連携し、北海道こども相談センターからの指導支援、中学校にはスクールカウンセラーと

スクールソーシャルワーカーを各1名配置して、週2日ずつ中学校に常駐し、生徒からの相談を受けるとともに、各小学校へ巡回も実施しています。令和2年度の児童生徒の相談実績は、スクールカウンセラーで5件、スクールソーシャルワーカーでは14件です。

また、小学校では「個別の指導支援計画と実態シート」を作成して活用すると共に、中学校への引継ぎを行い、各関係機関と情報共有しております。福祉担当部局と連携しながら、その児童生徒の状況に応じて要保護児童対策協議会ケース会議で関係者が集まり、支援内容の検討を行っています。

今後も、小中学校と教育委員会、東川養護学校、町保健福祉課、相談支援事業所のこころんなど関係機関と連携しながら、児童生徒の実態把握と個々に応じた対応をとり、教職員の資質向上に向けた研修機会の確保と適切な人的配置を行い、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーとの相談体制の充実を図るとともに、他市町村民間施設・団体との積極的な連携を進めます。

また、学習状況を把握しながらICTを活用したオンライン学習など多様な教育機会を確保しつつ、学校関係者、家庭、地域や関係機関が情報を共有し、登校が再開できるよう個々に応じたきめ細やかな支援策を協議・検討し、社会的自立へ向けた支援を展開してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、わくわくプレイス事業についてです。

「わくわくプレイス」は、放課後子ども子育て支援事業の一つとして、昨年11月に開設し、5月連休明けより本格スタートすることとしています。

子どもの主体性を大切にし、大人は見守り遊び心の掻き立て役という接し方を重視する英国発祥の「プレイワーカー」という専門的な資格をもった地域おこし協力隊員を配置し、東川の豊かな資源を活用し、鈴木議員をはじめ地域の方々にご協力いただきながら、子どもの自主性や創造性を育む東川らしい子どもの居場所づくりとして進めています。

教育行政執行方針で定める①ふるさと教育の推進、②学力向上対策の推進、③国際教育の推進による「生きる力の育成」の目標を地域と共有しながら、地域社会と学校、社会教育が協働し実施している「わくわくプレイス」は、まさに地域学校協働活動であり、鈴木議員の解釈に相違ありません。

現在、ALT、CIR、SEAなどのJETメンバーや日本語留学生、パートナーシップ協定企業等との協力連携も視野に入れながら、多様なプログラムの提供を現在検討中であり、今後も充実した内容にしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）

10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）

再質問をさせていただきたいと思います。

再質問では、教育長に3点ほど伺います。

まず、1点目、項目2つ目の小中学校の不登校状況について再質問いたします。

この2年間で、文科省で定義する不登校児童生徒については3名増加ということで、各関係機関との連携についてご説明をいただきました。

ただ、この人数については、たった1人であっても、当事者のお子さんと保護者の方にとっては、その苦悩や苦労が1日、1日と続いているものであります。

不登校のお子さんを持つ保護者の方々とのお話を聞く機会を色々な形で作っておりますが、どうも共通して出てくる点として、不登校になり始めた初期段階において、先生によっての対応に差があるように聞いております。

そのお子さんと直接向き合っている学校の先生を中心に見た場合に、不登校児童生徒に相対する先生、それから、その先生以外の他の先生、そして先生と学校、先生と教育委員会、そうした先生を中心に見たときの連絡連携支援体制はどのようになっているのでしょうか。

同じく、今度は当事者を中心に見た場合に、特に保護者と先生、保護者と学校、教育委員会の連絡連携支援体制はどのようになっているのでしょうか。

それぞれ、例えばガイドラインや対応マニュアルのようなものの整備はされているのでしょうか。

次に、再質問の2点目として、わくわくプレイス事業について再質問させていただきます。

先日、3月5日に掲載された北海道新聞での記事の中では、町長のお話として、いずれは学童保育と同じ場所でわくわくを開き一緒に遊べるようにしたいと書かれておりました。

同じ場所、つまり東川小学校隣接の地域交流センターゆめりんということだと思いますが、そうなった場合に、利用料金を有料で実施している学童保育の子どもたちにはおやつが提供され、一方、無料で実施しているわくわくプレイスの子どもたちにはおやつが提供されないのではないかとという心配が現在あります。

これは制度の違いによる実に大人の都合であって、子ども目線で考えたときに、目の前でおやつを食べている友達がいて自分達の分はないというのはなかなか納得できるものではないんじゃないでしょうか。

現時点ではいつから一緒に遊べるようになるという見通しが決まっている訳ではないと思いますが、このおやつの点についてどのようにお考えでしょうか。

再質問の3点目です。同じくわくわくプレイスについてなんですけど、5月連休明けから本格スタートとのことですが、活動場所についての心配の声があります。

現在はコロナ禍であることから、学童保育とは別に農村環境改善センターのホールと羽衣公園を中心に活動していると思います。

現在は週1回の活動ではありますが、子どもたちは1週間前に自分で工夫して作った遊び道具や作品をさらに拡張したり改善したりという継続性のある遊びをしようとする姿が見受けられます。

プレイワークにおいては、秘密基地作りなどを通して、子どもたちが自発的にルールや遊びを作り、自分たちで拡張成長させていくことも遊びから得る大きな学びです。

しかし、現在は、子どもたちの作ったものを常設的に保存できる場所がないため、毎回撤去し、片付けてしまうことがとても残念な状況です。

現在の活動状況において、どうにか工夫をして、このような保存、常設

できる場所の確保ができないでしょうか。

以上の3点お願いいたします。

議長（高橋昭典君）

教育長、杉山昌次君。

教育長（杉山昌次君）

ただいま再質問いただきましたことについてお答えをしたいと思いません。

まず、不登校児童生徒の関係でありますけれども、兆候が見られた場合、担任の先生が、支援が必要な子については、特別支援コーディネーターの先生とよく打ち合わせをします。

その場合に、必要があれば、保健の先生、或いはスクールカウンセラーなりスクールソーシャルワーカーの先生と相談します。

その次に、学年団といたしまして、学年で先生方の配置を決めておりますので、その中で相談をします。教頭先生を交えて方向性を取り、そして保護者と打ち合わせを行い、どういった育み方法がいいのかということを考えていくという仕組みになっております。

ご指摘いただきました初期段階の対応にちょっと差があるというお話を聞きました。改めていきたいと思っておりますし、教職員の研修等を通じて、支援体制についてきちんとしていきたいなというふうに思っております。

例えば、特別支援が必要な子については、支援の免許を持っている、ある程度知識のある先生については比較的対応がきちんとできているのではないかなと思いますが、全ての先生が支援教育の免許を持っている訳ではございませんので、不足が生じているということであれば、そのようになっているかもしれませんけれども、今後、きちんと対応していくように改善していきたいなと思っております。

それから、保護者と先生、保護者と学校との関係でありますけれども、まず、保護者は担任の先生と接する訳でございます。この際も、去年の秋頃なんですけれども、ちょっと担任の先生の対応が悪くて保護者から苦情があったというお話を受けております。その後、教頭先生が入ったり、或いは支援の先生が入ったりしてなんとか今までできているというような状況であります。

マニュアルがあるかということなんですけれども、現在マニュアルは整備しておりません。マニュアルで整備するよりは、そのときそのとき迅速な対応を関係者できちんと話し合い、教育委員会とも共通の理解の上に立って対応していくというふうにしておりますので、今後もそのようにしていきたいと思っておりますけれども、現場の方からマニュアルが必要だとか、或いは保護者の方から強い要望があれば、マニュアル整備についても検討していきたいと考えております。

続きまして、学童保育とわくわくプレイスを同じ場所でやるようになった場合、おやつを提供するのは学童の方ですが、おやつを提供しないわくわくの子どもたちが、違和感といいますか、寂しい思いをするのではないかということでもありますけれども、これについては、将来的には学童とわくわくプレイスを同じ場所でやっていきたいと思っております。

しかし、新型コロナウイルスが収束しない中で、なかなかいつから同じ場所にできるかっていうのは見通しがつかないような状況であります。

新年度の学童保育の申し込みが160名ぐらいと聞いておりますので、常

時大体100名ぐらいのお子さんが通うのではないかなと思います。

わくわくプレイスについては、今20名から30名台と聞いておりますので、5月の本格稼働になりますと、またさらに増えることが想定されておりますので、まず第一は、子どもたちの安全安心に配慮するということで、感染防止をしなければいけないと思っております。

おやつというのは、飲み物、食べ物を一緒に食べるということで、マスクを外して食べることになりますので、危険が生じる訳であります。

マスクをしなければいけない時期が去った場合は考えていかなければいけないと思っておりますけれども、学童は学童保育の保育料と、それから給食費を別に保護者からいただいております。一方、わくわくプレイスについては料金をいただいていないというようなことで、保育料の引き下げを昨年行ったところでございます。

おやつについては料金をいただいていないので、この時間帯を同じ行動にしないなどの工夫が必要ではないかなと思っております。

また、体験農園がすぐ傍にあり、果樹園もございます。収穫の時期になりますと、その収穫時期には学童の子どもたち、或いはわくわくプレイスの子どもたちにもおやつを提供できるのではないかなというふうに考えております。

子どもたちに配慮しながら、寂しい思いをしないようにしていきたいなというふうに考えております。

それから、3つ目のわくわくプレイスの活動の内容で、子どもたちが自主的に、自分で拡張だとか、工夫をした作り物をして遊ぶと。それが継続しているものであり、1回1回のものではないので、それを片付けておく場所、一定の場所が必要だということでもありますけども、まさにその通りであると思っております。

わくわくプレイスのひとつ素晴らしいところは、子どもたちの自主性を育む、創造性を育む。それも、地域の資源を使いながらということですので、そこを注力していきたいと思っておりますので、何とかしていきたいなと思っております。

現状では改善センターで活用していただいておりますので、屋外に出せるもの、出せないもの、あると思っております。出せないものについては、屋内のどこかにしまっておく。半屋外でいいのであれば、雨、風のあまりあたらない下屋などに収納しておく。そんな工夫を加えながら、子どもの遊びの継続性、自主性を育んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋昭典君）

10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）

ありがとうございます。

ただいまの再質問の答弁に対しまして、再々質問をさせていただきます。

2点伺いますが、まず1点目は、教育長に伺います。

わくわくプレイス事業が、今仰ったように、東川の特徴と資源を活かした地域社会と学校、社会教育が協働する地域学校共同活動であることに大変期待するところですが、このように、いわゆる児童館的な役割を果たすとするならば、不登校の小中高生も、小学校、中学校、高校生も遊びに来られる居場所になる役割も担うことができるのではないかと考えます。

不登校の児童生徒の保護者からは、フリースクールが町内にあれば1番いいのですけれども、学校と自宅以外に日中自由に学習したり遊ぶことができる居場所が欲しい、町内に欲しいという切実な声をいただいております。

現在は、活動の日にちや時間もわくわくプレイスに関しては限定されている訳ですが、プレイヤーが持つ遊びを通して生きる力や学びを育むという魅力を活用するならば、将来的には教育支援センターとしての役割を担うことも可能ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

最後に、町長にお伺いします。

今までのお話から、わくわくプレイス事業が、学校という垣根を取り払い、東川の資源を活かし、地域社会との接点となる、まさに共生・共和・共栄の機能ではないかと考えます。

現在構想中の共生暮らしのエリアというのは、多世代多文化が共生し、ごちゃまぜの中で、誰もが居場所と役割を持つ共生・共和・共栄のまちづくりには欠かせない施設であると認識しております。

実際、視察に伺った先進事例である石川県金沢市の施設でもプレイパークを備え、子どもから大人までが集う場所となっております。

共生暮らしのエリアの中に、このような児童館的な機能を兼ね備えることについてのお考えを伺います。

お願いいたします。

議長（高橋昭典君）

教育長、杉山昌次君。

教育長（杉山昌次君）

1点目の地域学校共同活動の中で小中高校生の不登校の生徒指導対応等も考えたらいいのではないかということについてお答えを申し上げます。

今現在、わくわくプレイスは、縦の学年、異年齢の子どもたちの活動を取り入れて、上の子が下の子の面倒を見ながらリーダーシップを取るだとか、自立性を発揮するだとか、そのようなことで、非常に良い効果が出ているのではないかと思います。

そこに、例えば今小学生だけですけれども、中学生が入っていき、或いは高校生が入ってきて、また遊びもダイナミックになりますし、相乗効果も期待できます。

ただし、支援が必要な子どもについては、ちょっと周りの配慮ができない、或いは力が強くて小学生向きに力を抑えることが難しい子、そういった子をどうするということが一つ課題としてあるとは思いますが、わくわくプレイスの中である程度吸収ができるのではないかなと考えております。

それから、昨年ですけれど、3月から5月まで学校を休校措置いたしました。分散登校をその間に設けましたけれども、それ以外の日に子どもたちが勉強するなり何なりの居場所がないかということで、教育委員会としては、5月から居場所を作りまして、小中高生が午前、午後、密にならない形で改善センターのホールを利用して勉強できるようにいたしました。

そういったことは以前も検討しておりまして、中学生で不登校の子どもが出た際に、親御さんは勉強の遅れが心配だと申されましたので、教育委員会で場所を設けまして、教育委員会に教員免許を持ったコーディネーターがおりますので、その教員を配置して学習できますよということで提案

したんですけれども、残念ながらお子さんの方はそれを拒否されてまして実施はならなかったんですけれども、そういった柔軟な対応は今後もしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

私に質問をいただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。学童の子ども、それから学童以外の子どもさんが一体的に遊ぶということは、私は重要なことだと思うんですね。学童と非学童というふうに区別をしないというところ、そして、子どもたちの自主性に基づいて、参加をしたくなるような、そういうプログラムをしっかりと組むということ。その場合に、今のゆめりんの中でできるかもしれませんし、或いは屋外でできるかもしれません。或いは今の改善センター等、広場を使ってやるかもしれませんが、試行していきながら、どの場所がいいのかということは考えられると思いますが、今回、共生施設をやるんですけれども、共生施設の中に児童館的なものが入っているかということ、今は入っていないということでございますが、ただ、子どもたちの居場所として、老若男女が集い、学習して楽しむというような、そういう場所にはしたいと考えておりますので、その辺の機能も充実できるようにしていきたいと思いますが、そこで児童館的なものを毎日やるというのではなくて、子どもたちの居場所の一つとして、そこへ来て、異年齢の人たち、或いは世代を超えて触れ合うような、そういう場になるようなことは検討しておりますが、今のお話も含めて、検討している最中でありますので、どうすることが1番いいのか、考えながらしっかり計画を立てたいと思います。

議長（高橋昭典君）

10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）

ありがとうございます。
以上で質問を終わらせていただきます。

議長（高橋昭典君）

以上で、鈴木議員の一般質問を終わります。
以上で、一般質問を終わります。

昼食休憩に入ります。

再開は、13時。

なお、13時より東川町表彰条例による表彰式を行い、その後、引き続き議案審議に入りたいと思います。（休憩宣言。11：46）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。（再開宣言。13：24）

○日程第2 議案第1号

議長（高橋昭典君）

日程第2、議案第1号「令和3年度東川町一般会計予算について」を議題とします。

提案理由と議案説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

す。

最初に、歳出。

事項別明細書により款別に進めていきます。

- 35 頁、1 款 議会費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
- 37 頁、2 款 総務費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
- 79 頁、3 款 民生費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
- 89 頁、4 款 衛生費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
- 97 頁、5 款 農林業費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
- 105 頁、6 款 商工費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
- 113 頁、7 款 土木費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
- 125 頁、8 款 消防費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
- 127 頁、9 款 教育費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
- 153 頁、10 款 災害復旧費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。

す。

- 157 頁、11 款 公債費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
 - 159 頁、12 款 諸支出金（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
 - 167 頁、13 款 予備費（「質疑なし」の声あり。） 質疑なしと認めます。
- 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入に移ります。

歳入事項別明細書 13 頁町税から 34 頁町債まで、一括して質疑を受けま
す。

3 番、飯塚達央君。

3 番（飯塚
達央君）

今年の歳入についてなんですけども、今年度当初予算で101億円という
ことで、例年になく積極的な財政運営を行うというふうなことで、その意
思の表れがこの数字に出ているのかなというふうに思うんですけども、
その中で、歳入については、コロナ禍の不況ということで町税が減少して
いるということもありまして、地方交付税に期するところが大きいという
ふうに見ているんですが、その中で、地方交付税に関しては前年度から
223,000千円増ということで、大体5.6%ぐらいですかね。昨年からまた増
えてはいるんですね。そういう状況の中で、町長におかれましては、行政
執行方針の中で、地方交付税の確保に努めというふうにあるんですけど
も、その中身について策があれば伺いたいというふうに思っております。

想像するに、東川町の人口が増えていること、それから地域おこし協力
隊ですとか、文化財の登録ですとか、あと、交付税措置のある町債なんか
をというふうに想像するんですけども、それが地方交付税のプラスに寄与
するところなのかなというふうには見ているんですけども、一方で、留学
生も入ってこれないということも影響で、その辺で交付税もちょっと減っ
ていくんじゃないかなというふうに危惧もしているものですから、何か今
僕が言った中以外のところ、或いは特筆すべきところとか、そういう狙い
というんですか、新しい予算の中でこういうふうに交付税の増える要因と
して考えているんだよということあれば教えていただけますでしょうか。

議長（高橋
昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡

普通交付税、或いは特別交付税というのは、町の財源の中でも非常に大

市郎君)

きなものでありまして、普通交付税というのは私たちが毎年の申請の中で政策的に何かを講じて増えるというものではありません。基本的に5年に一度の基本調査等でもって多寡があるということになります。

一つは人口でありますけれども、去年国勢調査が行われました。人口、留学生が入ってこないのが非常に厳しいとっておりましたけれども、しっかりと人口の補足をしていただきまして、約200人ちょっとぐらい増えそうだとおっしゃいますから、この部分は減少しないで確実に増えるだろうと思います。

それから、大きなものというのは、林業従事者、これは非常に大きな訳でして、これも前年並みより若干1、2名増えるような形で確保ができるということですので、こちらでも確保できるのではないかと思います。

それから、もう一つ大きいのは、交付税の中に入っておりますのは、借金、起債償還をする場合に国が、例えば半分みますとか、8割みますとか、7割みますと。こういうものが近年、投資が多い訳で、そういう国が補てんをしてくれる、財政措置のあるものをしっかりと活用しながらしておりますので、その額が約10億円ぐらいあるんだと思います。ですから、そこが増えているというような要因もございまして、普通は今年全体国の予算も増えておりますから増えているんでしょうけれども、人口増加とか、今のようないろんな要因で増えると。普通交付税は。

一方、特別交付税、これも重要な政策なんですけれども、今飯塚議員が仰ったように、留学生支援の部分がどうなるかわからないという状況にはありますけれども、海外から来る留学生というのは限られておりますが、国内の中で東川へ来て留学をしたいという学生も相当数おりまして、その部分を相当数確保しているという見込みだということもございまして、当初の計画通りはいかないかもしれませんが、そこそこの数は確保できるのではないかとおっしゃいます。

いずれにしても、4月の入学が無理でも10月の入学に向けて対策を講じたり周知をしながら学生の確保に取り組んでいきたいと思っております。

その他確保する要因としては、飯塚議員さん仰ったように、地域おこし協力隊とか企業人の方々だとか、そういった方々を確保し、町のまちづくりに支援をいただきながら活躍をしていただく。その交付税措置分が特別交付税として入ってくるだろうと思っておりますので、コロナに影響される部分もありますけれども、予算にある分は何としても確保したいと思っております。多分、普通交付税はこれ以上になるということをおっしゃいますけれども、最低このラインは確保したいということで計上しております。

議長(高橋
昭典君)

他に質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)

以上で、歳入の質疑を終わります。

次に、予算書6頁、7頁の第2表「債務負担行為」、8頁、9頁の第3表「地方債」、予算書1頁の第4条「一時借入金」、第5条「歳出予算の流用」までを一括して質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)

予算に係る資料説明など、予算全般を通して質疑があれば、発言を許します。(「質疑なし」の声あり。)

以上で一般会計についての質疑を終結します。

討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第1号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第1号「令和3年度東川町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第2号

議長(高橋昭典君)

日程第3、議案第2号「令和3年度東川町公共下水道事業特別会計予算について」を議題とします。
提案理由と議案説明は既に終わっていますので、直ちに質疑に入ります。
歳入歳出予算は、事項別明細書5頁からであります。
歳入歳出全款一括して質疑を受けます。(「質疑なし」の声あり。)
次に、予算書4頁、第2表「地方債」及び予算書1頁第3条「一時借入金」まで、一括して質疑を受けます。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第2号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第2号「令和3年度東川町公共下水道事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第3号

議長(高橋昭典君)

日程第4、議案第3号「令和3年度国民健康保険東川町立診療所特別会計予算について」を議題とします。
提案理由と議案説明は既に終わっていますので、直ちに質疑に入ります。
歳入歳出予算は、事項別明細書5頁からであります。
歳入歳出全款一括して質疑を受けます。(「質疑なし」の声あり。)
次に、予算書4頁、第2表「地方債」及び予算書1頁、第3条「一時借入金」まで、一括して質疑を受けます。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第3号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第3号「令和3年度国民健康保険東川町立診療所特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 意見書案第1号

議長（高橋
昭典君）

日程第7、意見書案第1号「75歳以上の医療費窓口2割負担への引き上げ」中止を求める意見書について」を議題とします。

提案理由と議案説明を求めます。

8番、安原芳博君。

8番（安原
芳博君）

（登壇）

意見書案第1号「75歳以上の医療費窓口2割負担への引き上げ」中止を求める意見書について。

上記の議案を、下記のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

この文面、鍵括弧等が多くございますので、省略させていただく部分もございまして、ご了承願います。

政府は、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担を現行1割から2割にしようとしています。

昨年秋、来年度後半（最短で10月）からの引き上げを閣議決定して、今通常国会での成立を予定しています。対象となるのは、75歳以上の高齢者（現役並み所得者を除く）で、「課税所得月額28万円以上」及び「単身の場合は年収200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）」になります。北海道では約16万人が値上げの対象となります。

負担増が実行されれば、病気やケガをするリスクの高い75歳以上の人が経済的理由で受診を我慢し、病状を悪化させることになりかねません。財務省は約1,815万人の75歳以上の人のうち、対象を「可能な限り広範囲」にすることを提起しています。また、厚生労働省は、住民税非課税世帯を除く約945万人（75歳以上全体の52%）を2割負担にした場合、1人当たり年平均3万4千円の負担増になる推計を公表しました。公的年金が抑制され収入が増えない高齢者にとって、あまりに大きな打撃です。

75歳以上に2割負担を導入することは、2008年に発足した後期高齢者医療制度の大原則を覆すものです。制度開始後、当時の麻生太郎首相（現・財務相）は、原則1割負担について「高齢者が心配なく医療を受けられる仕組み」だと国会で説明し、「ぜひ維持したい」と表明しました。年収に対する窓口負担割合でみると、75歳以上は40～50代の2～6倍近い負担をしているのが実態です。75歳以上は収入が少ないのに、年齢が進むにつれて複数の診療科や医療機関にかからざるを得ず、受診回数も増えるためです。このような高齢者にさらに負担を強いることは、必要な医療を受けることを妨げることとなります。

高齢者の負担は医療窓口だけではなくありません。介護保険でもすでに利用料の2割負担が一定所得以上で行われています。医療や介護の保険料も増加の一途です。介護保険の2割負担開始後、介護サービスを中止した人が少なくありません。医療でも病院に通うのをあきらめる人が続出しかねません。早期発見・治療の遅れで重症化すれば、逆に医療費は膨らみます。

コロナ禍での受診控えで高齢者の健康への影響が懸念される中での原則2割負担化には、「さらなる受診控えを生じさせかねない政策をとり、高齢者に追い打ちをかけるべきでない」（日本医師会）と批判が相次いでいます。コロナから高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化がなにより急がれる時に、それに逆行する窓口負担増はやめるべきです。よって、政府におかれては、この度の「75歳以上医療費の2割負担」の中止をされますよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、以下8各大臣、内閣官房長官。以上です。

議長（高橋昭典君）

これより質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

意見書案第1号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号「75歳以上の医療費窓口2割負担への引き上げ」中止を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 意見書案第2号

議長（高橋昭典君）

日程第6、意見書案第2号「米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について」を議題とします。

提案理由と議案説明を求めます。

4番、薦田敏次君。

4番（薦田敏次君）

（登壇）

意見書案第2号について、安原芳博議員、正満正義議員の賛同を得て、米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書について会議規則第14条の規定により提出します。

米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」で、米の過大在庫が生じ、2020年産米の市場価格は全国的大暴落し、さらに緊急事態宣言などにより消費減少が止まらず、2021年産米のさらなる下落が危惧されています。このままでは、多くの米農業者の経営悪化を招くことになり、流通業者、販売店など地域経済に深刻な影響を与えます。

コロナによる需要減少による「過剰在庫」は、政府の緊急買入など特別な隔離対策で市場隔離すべきです。

同時にミニマムアクセス米が毎年77万トン輸入され、40万トン～60万トンが飼料用に販売され、国産飼料米需要を奪っています。国は、在庫が増えたバター、脱脂粉乳の輸入量を大幅削減し、バター、脱脂粉乳の過剰在庫対策をとっています。バター、脱脂粉乳同様に、ミニマムアクセス米の輸入量を減らし、在庫対策をとることが財政負担も少なく、最も有効な対策といえます。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が必要です。

次の対策を要望いたします。

1. 過剰米を国が緊急に買い入れし、過大な生産調整を回避すること。
2. ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減すること。
3. 過剰米を生活困窮者などへの食料支援に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、ご審議いただき、ご決定いただければ、令和3年3月15日付で、高橋議長名で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務

大臣、農林水産大臣に送付いたします。
以上です。

議長（高橋
昭典君）

これより質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。

意見書案第2号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号「米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

○日程第7～8 調査報告第1号～第2号

議長（高橋
昭典君）

日程第7、調査報告第1号「議会報編集特別委員会の活動経過報告について」、また、次の調査報告第2号「しごとコンビニの取り組みについて」は、報告者が同一でありますので、2件を一括して報告を求めます。
議会報編集特別委員会委員長、産業建設常任委員長、薦田敏次君。

4番（薦田
敏次君）

（登壇）

調査報告第1号及び第2号の説明を行いたいと思います。

最初に、調査報告第1号 議会報編集特別委員会の活動経過報告について。

本委員会に付託されました議会報編集に係る活動経過を、会議規則第77条の規定により次のとおり報告します。

議会報編集に係る活動経過報告書

1. 編集の方法

① 発行は年4回とし、本会議を中心に各号の編集にあたった。

② 一般質問及び議案に対する質問・質疑・答弁等は、要約して編集した。

2. 掲載事項の主なもの

① 行政報告

② 一般質問及び答弁

③ 議案等の主な質疑、審議結果

④ 常任委員会の所管事務調査結果及び活動報告

⑤ 請願、陳情、意見書の審査結果等の報告 など

3. 委員会の活動経過及び結果

平成31年3月31日招集の東川町議会第2回臨時会において、本委員会が設置され、同日、選任された委員6名により第1回目の委員会を開催して正・副委員長を選出した。

これまで25回の委員会を開催し、第181号から第188号まで8刊（136頁）を発行した。

議会報の編集を通じて、町民に開かれた議会の必要性を深く感じ、議会活動を町民に知らせる上で議会報が大きな役割を果たしていることを認識したところである。

今後とも継続して発行すべきと考える。

以上、報告とさせていただきます。

調査報告第2号 所管事務調査報告について。

本委員会は、閉会中において所管事務調査を次のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

所 管 事 務 調 査 報 告 書

1. 実施日時 令和3年1月26日（火）9：30～11：00

2. 調査事項 1)しごとコンビニの取り組みについて

3から8までは飛ばさせていただき、9番の調査の意見の朗読をもって報告とさせていただきます。

登録した町民のしごとや生きがい、スキル、やりたいことなどきめ細かくやり取りして、できるだけその人に合うしごとを丁寧にマッチングしており、案件に応じて登録者のスキルチェックをするなど、事務局の対応もかなり求められるので、法人化で体制が変わってからもクオリティを維持されるよう望むものである。

自分らしさや人との出会い、空いた時間の使い方、スキルの向上など、しごとを通じて多様な人が自分の望む生き方をできる仕組みであるとともに、移住して間もない人が人と知り合う場にもなっており、拠点施設がコミュニティづくりのような側面を有しているので、口コミで徐々に広がっていくことが期待される。

現在、町からのしごと発注量を金額の割合に換算すると45%程度であるが、活動を維持するには、売り上げ確保が重要であるので、幅広く営業活動をするなど受注拡大の工夫が課題であるとともに、町内他事業者との競争性についてもこれまで同様配慮が必要である。

持続的な町の発展に今後果たす役割は益々増えていくものと考えられるので、しごとコンビニの理念が多く町の民に通じ、町民がそれぞれ得意なことを生かすことができる機会の創出を継続して提供できるよう期待するものである。

以上です。

議長(高橋昭典君)

調査報告第1号並びに調査報告第2号、本件は報告済とします。

○日程第9 審査報告第1号

議長(高橋昭典君)

日程第9、審査報告第1号「東川町議会のあり方、地方議会の権能、議員定数、議員報酬等についての調査、研究に関する報告について」を議題とします。

審査を行った議会改革等特別委員会委員長より、報告を求めます。

8番、安原芳博君。

8番(安原芳博君)

(登壇)

審査報告第1号 東川町議会のあり方、地方議員の権能、議員定数、議員報酬等についての調査、研究に関する報告書。

本委員会は、閉会中において継続調査を次のとおり実施したので、会議規則第77条により報告します。

審査の結果をもって報告に代えさせていただきます。

3. 審査の結果

地方分権の進展や少子高齢化が進む中、住民福祉のより一層の向上を図るためには、地域の様々な力を結集し、積極的に行政改革に取り組み、適

正な行政運営を図っているが、地方自治体を取り巻く環境は複雑化しており、今後、行政運営は一層厳しさを増していく状況にあり、議会の果たす役割もますます大きなものとなっている。

本委員会は、これまで議会改革や議員活動の活性化を実現する方策について、慎重かつ精力的に審査を進めてきたので、令和3年第1回定例会までに一定の結論あるいは方向性が明らかになった検討項目の報告をするものである。

平成31年4月18日に設置された東川町議会改革等特別委員会において、検討された項目は次の事項であり結果は記載のとおりである。

(1) 常任委員会

・予算・決算の議案調査については、合同ではなく現行どおり実施する。

(2) 町民の参画

① 議会政策サポーター・モニター制度について

・意見交換会を充実させた後、検討する。

② 議会報告会・意見交換会について

・概ね2回開催を目途とし、団体との意見交換会も柔軟に対応していく。

③ 議会への手紙

・今回は意見交換のみとする。

(3) 条例

① 議会基本条例について

・先進地視察や委員会での審査を経て条例案を作成し、パブリックコメントを実施した後、令和2年6月18日第2回定例会に上程し議決した。本条例に基づき必要な事項は、今後も協議し整えることとする。

(4) 議会運営

① タブレット端末の導入及び議会資料の電子化

・タブレット導入は、本会議など会議のペーパーレス化と合わせて実現することが効果的であるため、町のICT化の進捗に合わせて検討する。
・議会資料の電子化について、公開可能な資料は今後、民間のクラウドサーバーを活用するなどして取り組みやすいことから始めることとする。

② 夜間・休日議会

・意見交換し継続審議とする。

③ 正副議長立候補制

・正副議長の立候補制を導入することとする。

(5) 議員定数・議員報酬

① 議員定数について

・住民が増えている状況のなか、現状で削減する要因は考えられないため、本委員会では現状維持とする。

② 議員報酬について

・多様な議員の成り手を将来的に確保するための報酬の引き上げについて、様々な意見はあるものの本委員会では意見交換のみとし、特別職報酬等審議会に判断を委ねる。

③ 議会報編集特別委員会について

・委員会に対して手当を出してはどうかということについて、意見交換のみとする。

(6) 議員活動

① 議員活動の活発化について

・議員活動を活発化するため、能力向上を目的とした講演会・学習会を年1、2回開催することとする。

(7) 情報公開等

①インターネットでの公開について

・インターネットによる議会中継は、録画配信が望ましいが、町の施策推進と並行して実現できるよう働きかけることとする。

・会議記録（会議録を最低限修正したもの）として、インターネットで公開することとする。

②会議録の公開について

・本会議（定例会及び臨時会）の会議録については、手続きなしで閲覧できるように、せんとびゅあⅡに写しを配置する。委員会等の会議録は、従来どおり議会事務局において情報公開条例の手続きによるものとし、議長が判断することとする。

(8) 意見書

① 意見書について

・議長が受理し、所管の常任委員会で結論を出すのではなく、従来どおり、両常任委員会で検討した結果を踏まえ、議会運営委員会で決定する。

以上、1年以上にわたり8事項26項目について検討・協議を行い、調査検討を進めた主なものを報告する。

以上です。

議長(高橋昭典君)

本件は報告済とします。

○日程第10 常任委員会委員の選任について

議長(高橋昭典君)

日程第10、「常任委員会委員の選任」を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名するものであります。

委員の定数は、委員会条例第2条の規定により、総務文教常任委員会6名、産業建設常任委員会6名であります。

所属常任委員会と氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長
(本多大樹君)

議長が指名する常任委員会及び氏名を読み上げます。

お手元に資料をお配りしたいと思います。

総務文教常任委員会の委員6名につきましては、

2番 山家祥幸議員、3番 飯塚達央議員、4番 薦田敏次議員、

7番 藤倉智恵子議員、9番 正満正義議員、11番 鶴間松彦議員、

以上6名であります。

続きまして、産業建設常任委員会の委員6名につきましては、

1番 杉本岳大議員、5番 能登暢吉議員、6番 畑中雅晴議員、

8番 安原芳博議員、10番 鈴木哉美議員、12番 高橋昭典議員、

以上であります。

議長(高橋昭典君)

ただいま朗読のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、選任することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。(休憩宣告14:09)

休憩前に引き続き、会議を再開します。(再開宣告 14:26)
 休憩中に各常任委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。
 その結果が議長の手元に届いていますので報告します。
 総務文教常任委員長には、藤倉智恵子議員、副委員長には、飯塚達央議員。産業建設常任委員長には、畑中雅晴議員、副委員長には、鈴木哉美議員が、それぞれ選任されました。

○議長の常任委員会委員の辞任

議長(高橋昭典君)	<p>ここで、先例に従い、議長として常任委員会委員を辞任したいと思しますので、議長の職務を副議長と交代します。 暫時休憩します。(休憩宣告 14:27)</p>
11番(鶴間松彦君)	<p>会議を再開します。(再開宣告 14:27) 議長に代わって、議事を進めます。 「議長の常任委員の辞任について」を議題とします。 常任委員の辞任は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象になりますので、議長は退席しています。 ただいま、産業建設常任委員に選任されました議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例においても議長の辞任は認められていますので、産業建設常任委員を辞任するものです。 辞任について許可することに、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。) 異議なしと認めます。 よって、「議長の常任委員の辞任について」は、許可することに決しました。 議長の除斥を解き、議長交代のため暫時休憩します。(休憩宣告 14:28)</p>

○日程第 11 議会運営委員会委員の選任について

議長(高橋昭典君)	<p>会議を再開します。(再開宣告 14:29) 日程第 11「議会運営委員会委員の選任」を行います。 議会運営委員の選任は、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名するものであります。 委員会条例第 4 条の 2 第 2 項の規定により、委員の定数は、5 名であります。 議会運営委員の氏名を事務局長に朗読させます。</p>
事務局長(本多大樹君)	<p>それでは、議長が指名する議会運営委員の氏名を読み上げます。 ただいま資料を配付しておりますが、 5 番 能登暢吉議員、6 番 畑中雅晴議員、7 番 藤倉智恵子議員、 9 番 正満正義議員、11 番 鶴間松彦議員、以上 5 名であります。</p>
議長(高橋昭典君)	<p>ただいま朗読のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。) 異議なしと認めます。</p>

よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員を選任することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。(休憩宣告 14:30)

休憩前に引き続き、会議を再開します。(再開宣告 14:37)

休憩中に委員長・副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので報告します。

議会運営委員長には、正満正義議員、副委員長には、能登暢吉議員が、それぞれ選任されました。

○日程第 12 発議案第 1 号

議長(高橋昭典君)

続いて、日程第 12、発議案第 1 号「議会報編集特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会報は、議会活動の状況を広く町民に周知する広報媒体として、これまで 188 号を発行してきました。

議会報編集特別委員会委員長から報告があったように、引き続き特別委員会を設置して活動を継続すべきものと考えます。

よって、お手元の議案書のとおり、名称は「東川町議会報編集特別委員会」とし、委員の数は「6 名」、設置期間は「3 月 31 日から 2 年間」、編集及び発行は「閉会中も継続するもの」としたいと考えますが、これにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会は設置されました。

次に委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名するものであります。

先例により、各常任委員会から推薦された議員を指名します。

委員の氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長(本多大樹君)

それでは、議会報編集特別委員会委員の氏名を読み上げます。

総務文教常任委員会から、2 番 山家祥幸議員、3 番 飯塚達央議員。

産業建設常任委員会から、5 番 能登暢吉議員、6 番 畑中雅晴議員、

10 番 鈴木哉美議員、以上の 6 名であります。

議長(高橋昭典君)

ただいま朗読のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、委員を選任することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。(休憩宣告 14:39)

休憩前に引き続き、会議を再開します。(再開宣告 14:45)

休憩中に委員長・副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので報告します。

議会報編集特別委員会委員長には、能登暢吉議員、副委員長には、鈴木

哉美議員、以上のとおり互選されました。

○日程第 13～16 選挙第 1 号～選挙第 4 号

議長(高橋昭典君)

次に議事の進め方についてお諮りします。

日程第 13、選挙第 1 号「大雪消防組合議会議員選挙」から、日程第 16、選挙第 4 号「大雪地区広域連合議会議員選挙」までの 4 件を一括して選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、日程第 13、選挙第 1 号から日程第 16、選挙第 4 号までを一括して選挙を行うことに決しました。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定及び議会運営に関する先例により、「指名推選とし、議長において指名」することとなっています。

これにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行ない、議長において指名することに決しました。

次に、選挙すべき議員の数は、各組合規約により、いずれも 3 名であります。平成 31 年第 1 回臨時会において、各組合議員については、議長・副議長・総務文教常任委員長の 3 名を指名し決定をいただきました。

今回の選挙につきましては、議長・副議長に変更がありませんので、変更となった総務文教常任委員長の 1 名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、総務文教常任委員長 藤倉智恵子議員が当選されました。

当選人となりました議員が議場にいますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○日程の追加について

議長(高橋昭典君)

お諮りします。

お手元の議案書のとおり、各委員長から閉会中の所管事務等調査の申出書が提出されましたので、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○日程第 16-1～16-3

議長(高橋昭典君)

日程第 16-1 から日程第 16-3 までは、「各常任委員会委員長及び議会運営委員長からの閉会中の所管事務等の調査の申し出」であります。

これを一括議題とします。

申し出の内容は、各委員長から会議規則第 73 条の規定により提出された申出書のとおりです。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査とすることにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査とすることに決しました。

○閉 会

議長(高橋
昭典君)

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
これで令和3年東川町議会第1回定例会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長 高橋 昭典

会議録署名議員 山家 祥幸

会議録署名議員 飯塚 達央